



特定技能在留外国人数

(令和7年6月末現在)

概要版

【目次】

第1表

主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能在留外国人数

第2表

都道府県別 特定産業分野別 特定技能在留外国人数

第3表

特定産業分野・業務区分別 特定技能在留外国人数

第6表

(漁業分野) 都道府県・市区町村別 国籍・地域別 特定技能在留外国人数

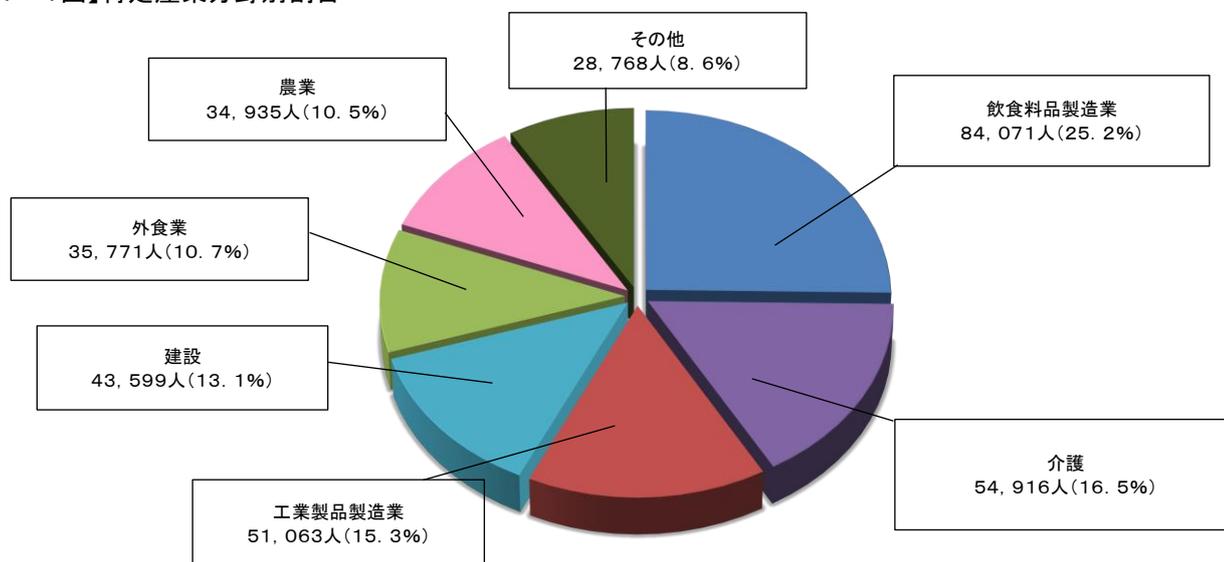
【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

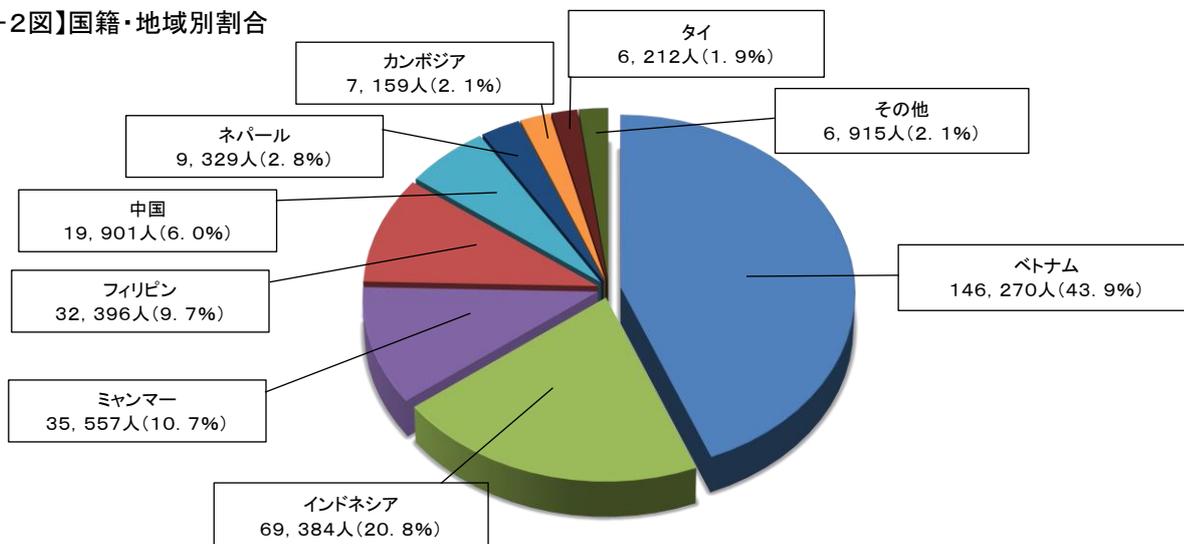
国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業	外食業	林業分野	木材産業
総数	333,123	54,916	7,418	51,063	43,599	10,645	3,747	1,818	1,265	10	21	34,935	3,842	84,071	35,771	0	2
ベトナム	146,270	9,713	2,076	29,327	27,811	1,637	1,540	198	184	1	4	9,221	503	51,590	12,465	0	0
インドネシア	69,384	16,249	1,943	9,388	4,915	2,240	479	186	261	0	14	12,565	3,186	15,403	2,555	0	0
ミャンマー	35,557	15,046	963	643	868	35	253	169	362	1	0	1,184	0	4,264	11,769	0	0
フィリピン	32,396	5,122	486	5,357	4,866	5,763	1,121	800	77	0	0	3,388	19	3,554	1,843	0	0
中国	19,901	1,220	1,381	3,690	2,424	796	25	5	46	4	3	2,585	132	5,468	2,120	0	2
ネパール	9,329	4,713	161	38	205	0	7	301	152	0	0	707	0	172	2,873	0	0
カンボジア	7,159	374	186	290	1,405	13	67	1	3	0	0	3,226	0	1,468	126	0	0
タイ	6,212	375	77	2,057	437	161	67	0	5	0	0	1,143	0	1,685	205	0	0
その他	6,915	2,104	145	273	668	0	188	158	175	4	0	916	2	467	1,815	0	0

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



特定技能2号在留外国人数

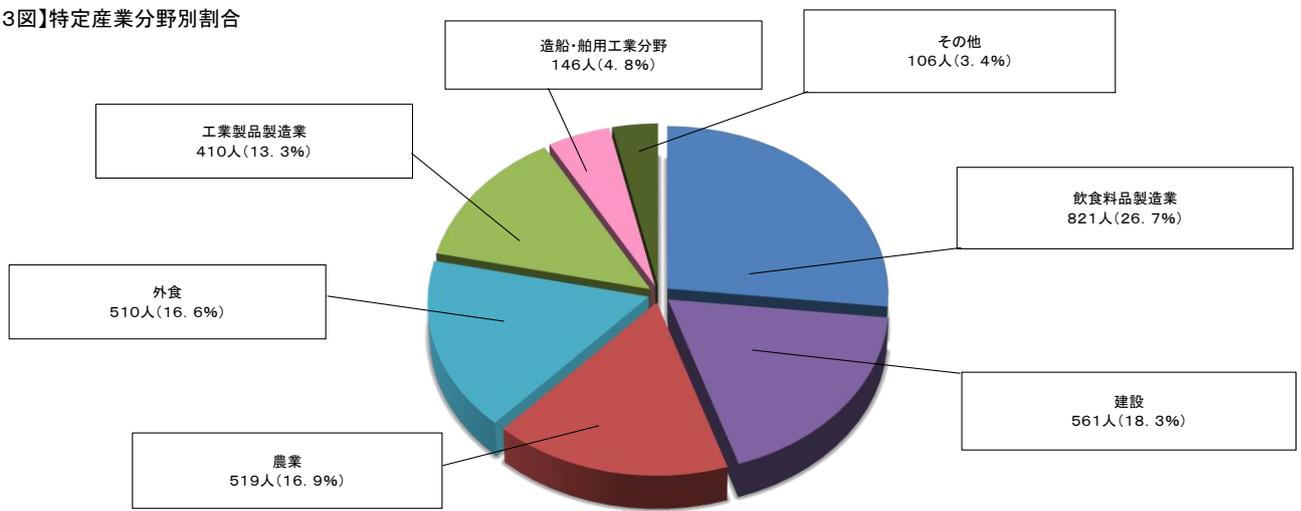
(令和7年6月末現在)

国籍・地域	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造業	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業	外食業	食料品製造業
総数	3,073	5	410	561	146	73	0	17	519	11	821	510	510
ベトナム	2,216	4	332	462	61	44	0	6	294	1	660	352	352
中国	303	0	43	77	6	1	0	3	73	0	62	38	38
インドネシア	153	0	23	12	10	2	0	2	61	10	29	4	4
フィリピン	122	1	3	5	61	22	0	0	19	0	4	7	7
ミャンマー	83	0	2	1	1	3	0	3	1	0	39	33	33
ネパール	52	0	0	3	0	1	0	1	9	0	12	26	26
カンボジア	49	0	0	0	0	0	0	0	46	0	2	1	1
台湾	21	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	14	14
その他	74	0	7	1	7	0	0	1	14	0	9	35	35

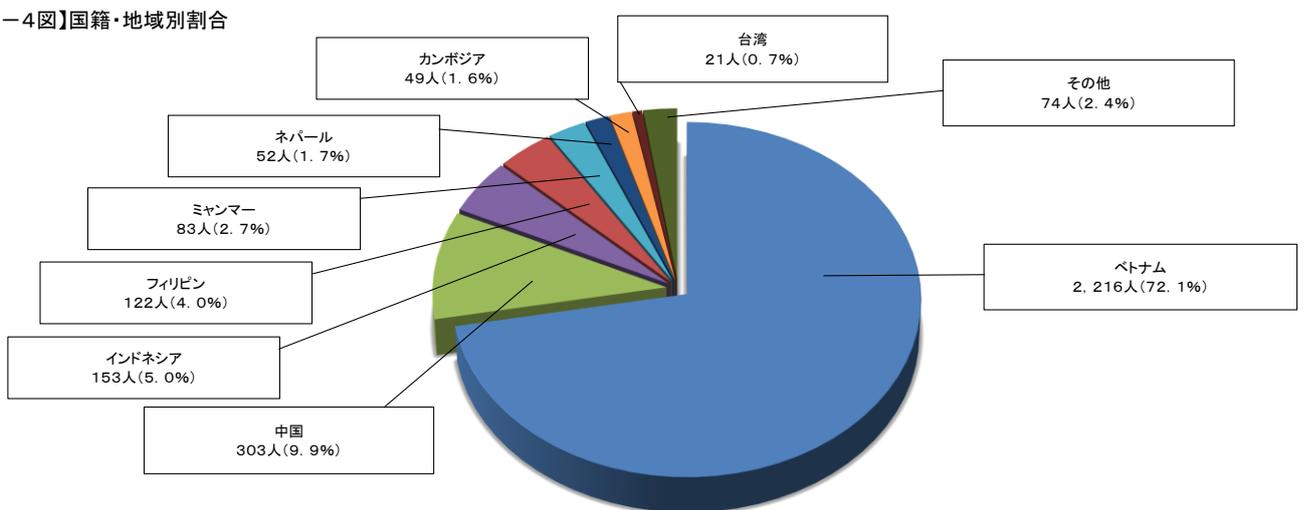
注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野のみ記載している。

【第1-3図】特定産業分野別割合



【第1-4図】国籍・地域別割合



【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

都道府県	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
総数	333,123	54,916	7,418	51,063	43,599	10,645	3,747	1,818	1,265	10	21	34,935	3,842	84,071	35,771	0	2
北海道	14,569	2,734	383	281	918	33	150	19	107	0	0	4,223	791	3,866	1,064	0	0
青森県	1,625	279	3	11	59	172	15	0	0	0	0	550	68	391	77	0	0
岩手県	2,133	167	12	557	162	51	26	0	1	0	0	274	48	757	78	0	0
宮城県	3,297	517	33	175	392	65	37	0	32	0	0	201	223	1,385	237	0	0
秋田県	613	176	2	54	96	0	6	0	1	0	0	82	11	131	54	0	0
山形県	1,525	287	0	288	113	0	18	0	29	0	0	94	5	647	44	0	0
福島県	2,216	390	10	537	332	1	73	0	7	0	0	280	7	473	106	0	0
茨城県	15,689	1,428	42	2,909	1,043	1	155	0	35	0	0	4,937	62	4,628	449	0	0
栃木県	6,229	639	30	1,430	566	1	62	0	29	0	0	1,178	0	2,010	284	0	0
群馬県	10,294	1,202	88	2,085	566	1	86	0	62	0	0	1,919	1	4,010	274	0	0
埼玉県	21,440	3,558	329	1,978	5,247	5	258	1	14	3	5	522	0	7,409	2,111	0	0
千葉県	20,544	2,694	1,234	1,178	3,685	19	202	563	26	1	0	1,890	165	6,830	2,057	0	0
東京都	22,306	4,399	1,372	367	4,554	5	155	344	61	0	0	80	11	2,736	8,222	0	0
神奈川県	20,042	4,478	789	1,189	4,755	139	170	438	94	0	0	210	1	4,563	3,216	0	0
新潟県	2,851	301	12	459	336	0	36	0	21	0	0	288	3	1,254	141	0	0
富山県	3,019	482	33	1,145	426	1	113	0	8	0	0	40	35	481	255	0	0
石川県	3,208	419	103	1,394	295	4	49	0	13	0	0	55	100	475	301	0	0
福井県	1,916	278	12	572	284	4	26	0	8	0	0	97	93	255	287	0	0
山梨県	2,401	400	23	347	221	0	24	0	28	0	0	292	6	881	179	0	0
長野県	6,954	654	181	1,543	366	1	52	0	53	0	0	2,872	0	942	290	0	0
岐阜県	7,690	1,287	135	2,995	785	5	99	0	53	0	0	489	0	1,328	514	0	0
静岡県	9,815	1,304	96	2,755	957	132	110	0	52	0	0	717	31	2,882	779	0	0
愛知県	25,917	3,672	255	7,785	3,839	318	377	73	22	4	6	1,333	9	5,551	2,673	0	0
三重県	7,042	881	68	2,435	718	393	169	1	27	0	0	324	90	1,511	425	0	0
滋賀県	3,778	572	34	1,533	269	13	72	0	6	1	0	78	0	941	259	0	0
京都府	6,545	1,182	300	1,068	602	6	72	0	30	0	0	273	1	2,147	864	0	0
大阪府	22,242	5,339	785	3,777	3,413	43	169	339	51	1	5	111	12	4,319	3,878	0	0
兵庫県	11,750	2,730	214	2,337	1,245	121	126	1	53	0	4	374	99	3,515	931	0	0
奈良県	2,224	671	8	421	233	5	47	0	3	0	0	59	0	572	205	0	0
和歌山県	1,309	349	21	229	88	2	28	0	36	0	0	113	19	279	145	0	0
鳥取県	827	129	15	123	66	5	15	0	4	0	0	64	48	267	91	0	0
島根県	909	220	5	174	148	13	18	0	3	0	0	87	30	151	60	0	0
岡山県	5,314	746	32	1,035	687	225	59	0	9	0	0	350	110	1,835	226	0	0
広島県	10,830	1,223	82	1,829	1,107	3,046	121	0	23	0	0	363	587	1,963	484	0	2
山口県	2,825	561	18	389	531	191	37	0	13	0	1	64	27	770	223	0	0
徳島県	1,432	311	18	40	157	18	31	0	7	0	0	423	18	315	94	0	0
香川県	5,095	462	24	600	367	1,553	54	0	12	0	0	618	14	1,192	199	0	0
愛媛県	4,395	734	8	414	267	1,661	46	0	2	0	0	186	55	896	126	0	0
高知県	1,491	169	7	31	102	41	24	0	6	0	0	741	139	164	67	0	0
福岡県	11,926	2,211	131	1,262	1,685	70	153	8	20	0	0	1,114	59	3,867	1,346	0	0
佐賀県	2,364	561	2	107	196	259	17	0	7	0	0	202	144	748	121	0	0
長崎県	3,370	392	40	115	134	1,084	14	0	13	0	0	617	291	440	230	0	0
熊本県	6,483	968	45	525	499	361	33	0	36	0	0	2,326	62	1,099	529	0	0
大分県	2,843	500	42	229	255	505	48	7	43	0	0	668	64	244	238	0	0
宮崎県	2,440	530	23	118	156	1	13	0	1	0	0	736	147	575	140	0	0
鹿児島県	4,978	799	16	185	280	29	36	6	28	0	0	1,666	86	1,631	216	0	0
沖縄県	3,489	736	239	14	366	0	43	17	60	0	0	561	53	628	772	0	0
未定・不詳	929	195	64	39	31	42	3	1	16	0	0	194	17	117	210	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。
 注2) 本表の都道府県は在留外国人の住居地の都道府県である。

特定技能2号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

都道府県	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船用工分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物料品製造分野	外食業分野
総数	3,073	5	410	561	146	73	0	17	519	11	821	510
北海道	128	0	0	11	0	0	0	2	83	2	25	5
青森県	10	0	1	1	0	0	0	0	7	0	1	0
岩手県	4	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1
宮城県	19	0	0	6	0	0	0	0	2	0	5	6
秋田県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	22	0	2	4	0	0	0	0	0	0	16	0
福島県	24	0	4	4	0	0	0	1	9	0	3	3
茨城県	141	0	16	11	0	1	0	1	60	0	44	8
栃木県	43	0	12	2	0	2	0	0	16	0	8	3
群馬県	83	0	14	8	0	1	0	0	32	0	26	2
埼玉県	214	1	10	71	0	3	0	0	8	0	84	37
千葉県	220	1	6	47	0	1	0	1	45	4	75	40
東京都	299	2	8	52	0	6	0	2	0	0	60	169
神奈川県	180	0	11	67	1	5	0	0	1	0	53	42
新潟県	20	0	0	4	0	1	0	0	5	0	9	1
富山県	37	0	8	9	0	2	0	0	0	0	9	9
石川県	31	0	15	5	0	3	0	0	0	0	3	5
福井県	10	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	6
山梨県	10	0	4	3	0	0	0	0	3	0	0	0
長野県	35	0	10	1	0	3	0	0	15	0	5	1
岐阜県	70	0	23	13	0	2	0	2	14	0	11	5
静岡県	85	0	14	11	2	1	0	0	15	1	35	6
愛知県	292	0	76	48	0	10	0	0	27	0	80	51
三重県	68	0	11	7	17	2	0	0	7	1	22	1
滋賀県	17	0	9	2	0	0	0	0	2	0	3	1
京都府	64	1	9	11	0	1	0	2	9	0	25	6
大阪府	223	0	67	61	3	5	0	3	5	0	42	37
兵庫県	107	0	34	16	4	5	0	1	12	0	23	12
奈良県	9	0	1	3	0	0	0	0	1	0	3	1
和歌山県	5	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0
鳥取県	7	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	1
島根県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	66	0	7	13	17	1	0	0	12	0	16	0
広島県	136	0	10	24	41	11	0	0	10	1	32	7
山口県	25	0	2	5	7	0	0	1	0	0	10	0
徳島県	24	0	0	6	0	1	0	0	16	0	1	0
香川県	48	0	1	7	12	0	0	0	8	0	19	1
愛媛県	28	0	3	2	17	0	0	0	4	0	2	0
高知県	16	0	1	0	0	2	0	0	11	0	1	1
福岡県	105	0	8	10	4	3	0	0	12	0	39	29
佐賀県	13	0	1	6	1	0	0	0	1	0	3	1
長崎県	22	0	0	2	10	0	0	0	3	1	5	1
熊本県	43	0	1	5	7	0	0	0	17	0	9	4
大分県	22	0	2	0	3	1	0	0	11	0	2	3
宮崎県	8	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
鹿児島県	19	0	1	1	0	0	0	0	12	0	4	1
沖縄県	18	0	0	0	0	0	0	0	12	0	3	3
未定・詳	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

注3) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野のみ記載している。

【第3表】 特定産業分野・業務区分別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

介護分野
54,916

ビルクリーニング分野
7,418

工業製品製造業分野
51,063

機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理	紙器・段ボール箱製造	コンクリート製品製造	RPF製造	陶磁器製品製造	印刷・製本	紡織製品製造	縫製
40,406	9,224	1,262	41	23	4	25	62	10	6

建設分野
43,599

土木	建築	ライフライン・設備
24,042	16,686	2,871

分野		(凡例)	
	-		
業務区分		業務区分	
	-		-

造船・船用工業分野
10,645

造船	船用機械	船用電気電子機器	(旧区分)溶接	(旧区分)塗装	(旧区分)鉄工	(旧区分)仕上げ	(旧区分)機械加工	(旧区分)電気機器組立て
10,249	340	47	6	2	1	0	0	0

自動車整備分野
3,747

航空分野
1,818

宿泊分野
1,265

空港グランドハンドリング	航空機整備
1,791	27

自動車運送業分野
10

トラック運転手	タクシー運転手	バス運転手
10	0	0

鉄道分野
21

軌道整備	電気設備整備	車両整備	車両製造	運輸係員
0	0	3	18	0

農業分野
34,935

耕種農業全般	畜産農業全般
27,881	7,054

漁業分野
3,842

漁業	養殖業
2,324	1,518

飲食品製造業分野
84,071

外食業分野
35,771

林業分野
0

木材産業分野
2

16分野計
333,123

注) 本表の数値は速報値である。

特定技能2号在留外国人数

(令和7年6月末現在)

ビルクリーニング分野
5

工業製品製造業分野		
410		
機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理
372	34	4

建設分野		
561		
土木	建築	ライフライン・設備
243	280	38

分野	(凡例)
-	
業務区分	業務区分
-	-

造船・船用工業分野		
146		
造船	船用機械	船用電気電子機器
128	18	0

自動車整備分野
73

航空分野
0

宿泊分野
17

農業分野	
519	
耕種農業全般	畜産農業全般
371	148

漁業分野	
11	
漁業	養殖業
6	5

飲食品製造業分野
821

外食業分野
510

11分野計
3,073

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野・業務区分のみ記載している。

【第6表】

(漁業分野) 都道府県・市区町村別 国籍・地域別 特定技能在留外国人数
(令和7年6月末現在)

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
総数	3,853	3,196	132	19	504	1	1
北海道	793	700	7	0	85	1	0
函館市	22	22	0	0	0	0	0
小樽市	14	14	0	0	0	0	0
北見市	2	2	0	0	0	0	0
網走市	6	6	0	0	0	0	0
留萌市	3	3	0	0	0	0	0
苫小牧市	26	26	0	0	0	0	0
稚内市	15	15	0	0	0	0	0
紋別市	5	5	0	0	0	0	0
根室市	46	46	0	0	0	0	0
登別市	2	2	0	0	0	0	0
伊達市	6	0	0	0	6	0	0
石狩市	8	3	0	0	5	0	0
松前町	5	5	0	0	0	0	0
福島町	2	2	0	0	0	0	0
鹿部町	9	8	0	0	1	0	0
森町	45	42	0	0	3	0	0
八雲町	95	89	0	0	6	0	0
長万部町	74	52	7	0	14	1	0
江差町	2	2	0	0	0	0	0
せたな町	5	5	0	0	0	0	0
島牧村	1	1	0	0	0	0	0
寿都町	2	2	0	0	0	0	0
泊村	2	2	0	0	0	0	0
積丹町	1	1	0	0	0	0	0
古平町	9	9	0	0	0	0	0
余市町	6	6	0	0	0	0	0
増毛町	25	23	0	0	2	0	0
小平町	35	22	0	0	13	0	0
	2号	1	1				
苫前町	15	14	0	0	1	0	0
羽幌町	13	13	0	0	0	0	0
	2号	1	1				
初山別村	2	2	0	0	0	0	0
遠別町	22	0	0	0	22	0	0
天塩町	1	1	0	0	0	0	0
浜頓別町	8	8	0	0	0	0	0
枝幸町	44	44	0	0	0	0	0
斜里町	18	18	0	0	0	0	0
佐呂間町	4	4	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
湧別町	6	6	0	0	0	0	0
興部町	20	20	0	0	0	0	0
豊浦町	15	5	0	0	10	0	0
白老町	17	17	0	0	0	0	0
洞爺湖町	18	17	0	0	1	0	0
浦河町	7	7	0	0	0	0	0
えりも町	43	42	0	0	1	0	0
新ひだか町	3	3	0	0	0	0	0
広尾町	2	2	0	0	0	0	0
浦幌町	2	2	0	0	0	0	0
釧路町	7	7	0	0	0	0	0
厚岸町	18	18	0	0	0	0	0
浜中町	3	3	0	0	0	0	0
羅臼町	30	30	0	0	0	0	0
青森県	68	68	0	0	0	0	0
青森市	2	2	0	0	0	0	0
八戸市	35	35	0	0	0	0	0
三沢市	2	2	0	0	0	0	0
今別町	2	2	0	0	0	0	0
外ヶ浜町	3	3	0	0	0	0	0
深浦町	9	9	0	0	0	0	0
六ヶ所村	3	3	0	0	0	0	0
大間町	1	1	0	0	0	0	0
東通村	7	7	0	0	0	0	0
階上町	4	4	0	0	0	0	0
岩手県	48	48	0	0	0	0	0
宮古市	17	17	0	0	0	0	0
大船渡市	23	23	0	0	0	0	0
釜石市	3	3	0	0	0	0	0
山田町	4	4	0	0	0	0	0
洋野町	1	1	0	0	0	0	0
宮城県	223	219	3	0	1	0	0
石巻市	146	146	0	0	0	0	0
気仙沼市	28	28	0	0	0	0	0
東松島市	7	3	3	0	1	0	0
松島町	13	13	0	0	0	0	0
七ヶ浜町	12	12	0	0	0	0	0
女川町	17	17	0	0	0	0	0
秋田県	11	11	0	0	0	0	0
男鹿市	6	6	0	0	0	0	0
にかほ市	5	5	0	0	0	0	0
山形県	5	5	0	0	0	0	0
鶴岡市	3	3	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
酒田市	2	2	0	0	0	0	0
福島県	7	7	0	0	0	0	0
いわき市	7	7	0	0	0	0	0
茨城県	62	62	0	0	0	0	0
日立市	4	4	0	0	0	0	0
北茨城市	23	23	0	0	0	0	0
ひたちなか市	1	1	0	0	0	0	0
坂東市	1	1	0	0	0	0	0
神栖市	32	32	0	0	0	0	0
銚田市	1	1	0	0	0	0	0
群馬県	1	1	0	0	0	0	0
昭和村	1	1	0	0	0	0	0
千葉県	169	168	0	0	1	0	0
千葉市	2	2	0	0	0	0	0
銚子市	36	36	0	0	0	0	0
^{2号}	2	2					
船橋市	1	0	0	0	1	0	0
館山市	18	18	0	0	0	0	0
^{2号}	1	1					
旭市	55	55	0	0	0	0	0
^{2号}	1	1					
勝浦市	2	2	0	0	0	0	0
鴨川市	15	15	0	0	0	0	0
富津市	6	6	0	0	0	0	0
南房総市	8	8	0	0	0	0	0
匝瑳市	8	8	0	0	0	0	0
いすみ市	4	4	0	0	0	0	0
九十九里町	7	7	0	0	0	0	0
鋸南町	3	3	0	0	0	0	0
東京都	11	11	0	0	0	0	0
特別区	10	10	0	0	0	0	0
小平市	1	1	0	0	0	0	0
神奈川県	1	1	0	0	0	0	0
寒川町	1	1	0	0	0	0	0
新潟県	3	3	0	0	0	0	0
新潟市	1	1	0	0	0	0	0
佐渡市	1	1	0	0	0	0	0
粟島浦村	1	1	0	0	0	0	0
富山県	35	35	0	0	0	0	0
魚津市	22	22	0	0	0	0	0
氷見市	1	1	0	0	0	0	0
黒部市	1	1	0	0	0	0	0
射水市	3	3	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
入善町	4	4	0	0	0	0	0
朝日町	4	4	0	0	0	0	0
石川県	100	100	0	0	0	0	0
金沢市	18	18	0	0	0	0	0
七尾市	1	1	0	0	0	0	0
輪島市	6	6	0	0	0	0	0
珠洲市	10	10	0	0	0	0	0
加賀市	6	6	0	0	0	0	0
内灘町	2	2	0	0	0	0	0
志賀町	32	32	0	0	0	0	0
能登町	25	25	0	0	0	0	0
福井県	93	91	0	0	2	0	0
福井市	14	12	0	0	2	0	0
坂井市	12	12	0	0	0	0	0
越前町	65	65	0	0	0	0	0
おおい町	2	2	0	0	0	0	0
山梨県	6	1	1	0	4	0	0
大月市	1	1	0	0	0	0	0
笛吹市	5	0	1	0	4	0	0
静岡県	32	32	0	0	0	0	0
沼津市	1	1	0	0	0	0	0
下田市	15	15	0	0	0	0	0
湖西市	1	1	0	0	0	0	0
	2号	1	1				
伊豆の国市	3	3	0	0	0	0	0
牧之原市	5	5	0	0	0	0	0
東伊豆町	3	3	0	0	0	0	0
西伊豆町	3	3	0	0	0	0	0
愛知県	9	9	0	0	0	0	0
豊橋市	2	2	0	0	0	0	0
西尾市	4	4	0	0	0	0	0
蒲郡市	1	1	0	0	0	0	0
南知多町	2	2	0	0	0	0	0
三重県	91	88	1	0	1	0	1
尾鷲市	6	6	0	0	0	0	0
鳥羽市	19	17	1	0	1	0	0
	2号	1	1				
熊野市	4	4	0	0	0	0	0
志摩市	14	14	0	0	0	0	0
南伊勢町	18	17	0	0	0	0	1
紀北町	29	29	0	0	0	0	0
京都府	1	1	0	0	0	0	0
舞鶴市	1	1	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
大阪府	12	12	0	0	0	0	0
堺市	1	1	0	0	0	0	0
岸和田市	7	7	0	0	0	0	0
貝塚市	4	4	0	0	0	0	0
兵庫県	99	73	6	0	20	0	0
神戸市	3	3	0	0	0	0	0
姫路市	14	14	0	0	0	0	0
相生市	7	2	0	0	5	0	0
豊岡市	12	12	0	0	0	0	0
赤穂市	10	3	0	0	7	0	0
たつの市	28	14	6	0	8	0	0
香美町	6	6	0	0	0	0	0
新温泉町	19	19	0	0	0	0	0
和歌山県	19	19	0	0	0	0	0
白浜町	11	11	0	0	0	0	0
那智勝浦町	2	2	0	0	0	0	0
太地町	5	5	0	0	0	0	0
串本町	1	1	0	0	0	0	0
鳥取県	49	49	0	0	0	0	0
鳥取市 ^{2号}	1	1					
境港市	31	31	0	0	0	0	0
岩美町	17	17	0	0	0	0	0
島根県	30	30	0	0	0	0	0
松江市	4	4	0	0	0	0	0
浜田市	11	11	0	0	0	0	0
海士町	6	6	0	0	0	0	0
西ノ島町	4	4	0	0	0	0	0
隠岐の島町	5	5	0	0	0	0	0
岡山県	110	34	2	1	73	0	0
倉敷市	4	4	0	0	0	0	0
玉野市	2	2	0	0	0	0	0
備前市	56	18	1	0	37	0	0
瀬戸内市	48	10	1	1	36	0	0
広島県	588	174	111	18	285	0	0
広島市	79	27	8	1	43	0	0
呉市	138	46	42	1	49	0	0
竹原市	11	0	0	4	7	0	0
三原市	1	0	0	1	0	0	0
大竹市	30	8	7	4	11	0	0
東広島市	21	2	1	7	11	0	0
廿日市市	90	39	11	0	40	0	0
江田島市	174	50	36	0	88	0	0
坂町	43	2	6	0	35	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
	2号 1				1		
山口県	27	27	0	0	0	0	0
下関市	23	23	0	0	0	0	0
萩市	4	4	0	0	0	0	0
徳島県	18	15	0	0	3	0	0
鳴門市	8	5	0	0	3	0	0
海陽町	10	10	0	0	0	0	0
香川県	14	13	0	0	1	0	0
東かがわ市	2	2	0	0	0	0	0
直島町	8	8	0	0	0	0	0
多度津町	4	3	0	0	1	0	0
愛媛県	55	47	0	0	8	0	0
宇和島市	14	6	0	0	8	0	0
八幡浜市	1	1	0	0	0	0	0
西予市	3	3	0	0	0	0	0
伊方町	5	5	0	0	0	0	0
愛南町	32	32	0	0	0	0	0
高知県	139	139	0	0	0	0	0
高知市	11	11	0	0	0	0	0
室戸市	14	14	0	0	0	0	0
土佐市	7	7	0	0	0	0	0
須崎市	16	16	0	0	0	0	0
宿毛市	16	16	0	0	0	0	0
土佐清水市	11	11	0	0	0	0	0
東洋町	6	6	0	0	0	0	0
安田町	5	5	0	0	0	0	0
中土佐町	5	5	0	0	0	0	0
四万十町	2	2	0	0	0	0	0
大月町	15	15	0	0	0	0	0
黒潮町	31	31	0	0	0	0	0
福岡県	59	56	0	0	3	0	0
柳川市	30	27	0	0	3	0	0
大川市	29	29	0	0	0	0	0
佐賀県	144	144	0	0	0	0	0
佐賀市	116	116	0	0	0	0	0
唐津市	5	5	0	0	0	0	0
鹿島市	5	5	0	0	0	0	0
小城市	16	16	0	0	0	0	0
神埼市	2	2	0	0	0	0	0
長崎県	292	291	0	0	1	0	0
長崎市	16	16	0	0	0	0	0
	2号 1	1					
佐世保市	58	58	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
平戸市	33	33	0	0	0	0	0
松浦市	12	12	0	0	0	0	0
対馬市	55	55	0	0	0	0	0
壱岐市	2	2	0	0	0	0	0
五島市	43	43	0	0	0	0	0
西海市	8	8	0	0	0	0	0
雲仙市	10	10	0	0	0	0	0
南島原市	5	4	0	0	1	0	0
小値賀町	5	5	0	0	0	0	0
佐々町	2	2	0	0	0	0	0
新上五島町	42	42	0	0	0	0	0
熊本県	62	62	0	0	0	0	0
熊本市	18	18	0	0	0	0	0
宇土市	3	3	0	0	0	0	0
上天草市	3	3	0	0	0	0	0
天草市	27	27	0	0	0	0	0
長洲町	11	11	0	0	0	0	0
大分県	64	64	0	0	0	0	0
佐伯市	47	47	0	0	0	0	0
臼杵市	2	2	0	0	0	0	0
津久見市	4	4	0	0	0	0	0
杵築市	11	11	0	0	0	0	0
宮崎県	147	134	0	0	13	0	0
宮崎市	14	3	0	0	11	0	0
都城市	1	0	0	0	1	0	0
延岡市	52	52	0	0	0	0	0
日南市	56	56	0	0	0	0	0
日向市	17	17	0	0	0	0	0
串間市	3	3	0	0	0	0	0
新富町	3	2	0	0	1	0	0
川南町	1	1	0	0	0	0	0
鹿児島県	86	83	0	0	3	0	0
鹿児島市	4	4	0	0	0	0	0
鹿屋市	8	8	0	0	0	0	0
枕崎市	12	12	0	0	0	0	0
阿久根市	5	5	0	0	0	0	0
指宿市	2	2	0	0	0	0	0
垂水市	22	19	0	0	3	0	0
薩摩川内市	1	1	0	0	0	0	0
曾於市	3	3	0	0	0	0	0
いちき串木野市	13	13	0	0	0	0	0
長島町	2	2	0	0	0	0	0
大崎町	2	2	0	0	0	0	0

都道府県・市区町村	総数	インドネシア	中国	フィリピン	ベトナム	モンゴル	フランス
肝付町	5	5	0	0	0	0	0
宇検村	7	7	0	0	0	0	0
沖縄県	53	53	0	0	0	0	0
那覇市	19	19	0	0	0	0	0
宜野湾市	2	2	0	0	0	0	0
石垣市	16	16	0	0	0	0	0
浦添市	9	9	0	0	0	0	0
糸満市	4	4	0	0	0	0	0
沖縄市	1	1	0	0	0	0	0
うるま市	2	2	0	0	0	0	0
未定・不詳	17	16	1	0	0	0	0

注1)本表の数値は速報値である。

注2)本表の都道府県・市区町村は在留外国人の住居地の都道府県・市区町村である。

注3)特定技能1号外国人が居住している都道府県・市区町村のみ記載している。

注4)令和5年8月末時点のデータに基づいて作成したものであり、今後数値が変わることがある。

(漁業分野) 都道府県別特定技能 在留外国人数(令和7年6月末時点)

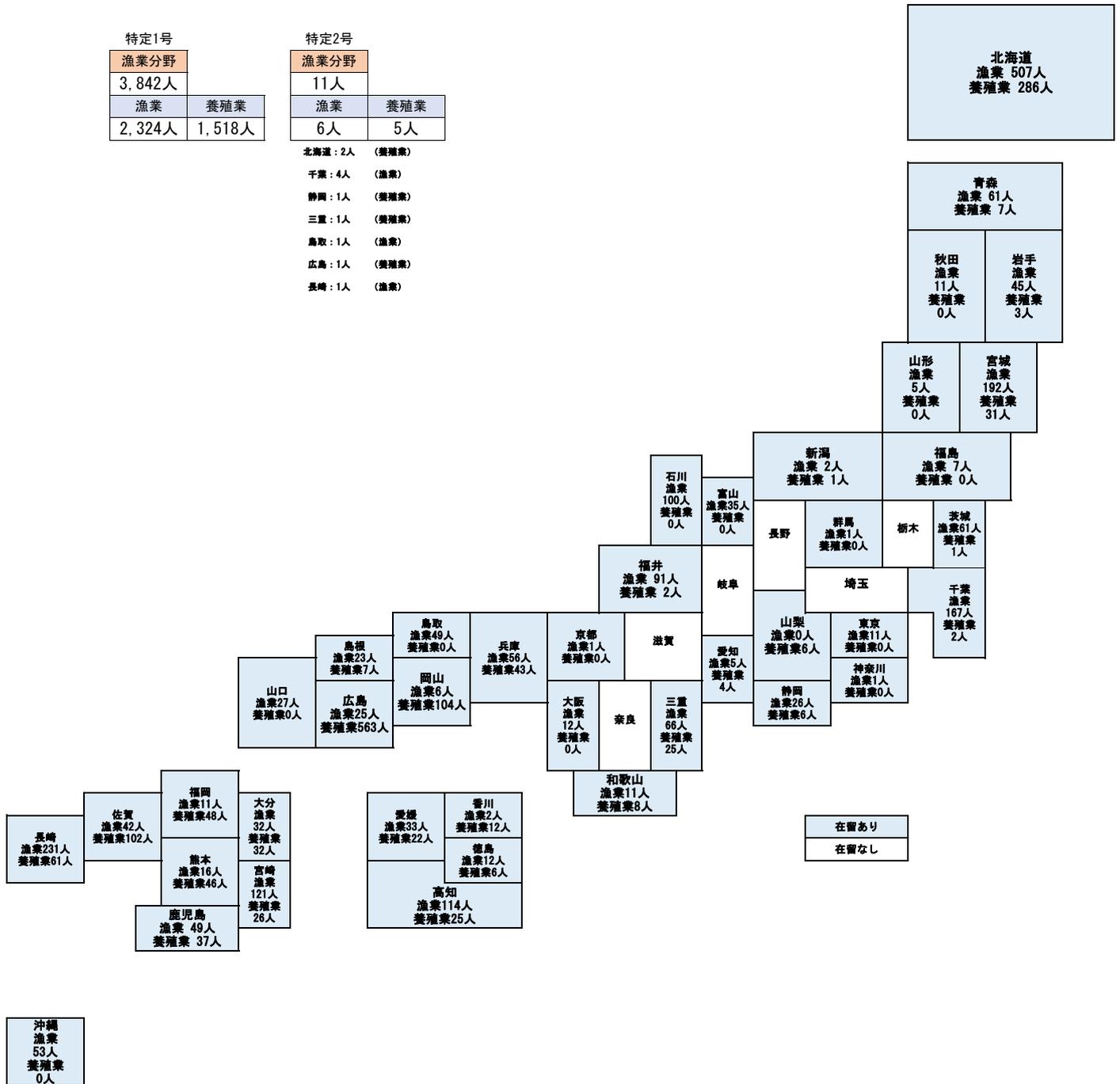
特定1号

漁業分野	
3,842人	
漁業	養殖業
2,324人	1,518人

特定2号

漁業分野	
11人	
漁業	養殖業
6人	5人

北海道：2人 (養殖業)
 千葉：4人 (漁業)
 静岡：1人 (養殖業)
 三重：1人 (養殖業)
 鳥取：1人 (漁業)
 広島：1人 (養殖業)
 長崎：1人 (漁業)



漁業分野の特定技能1号在留外国人数

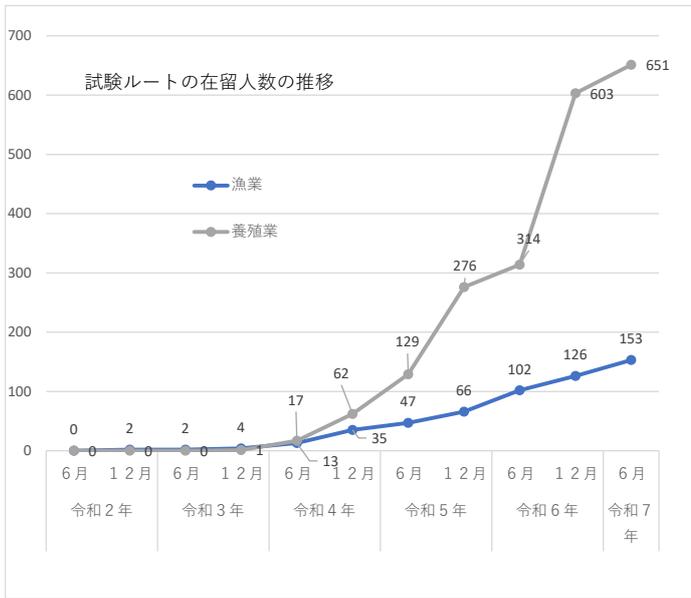
令和7年6月末現在

○国籍・地域別 試験・技能実習のルート別

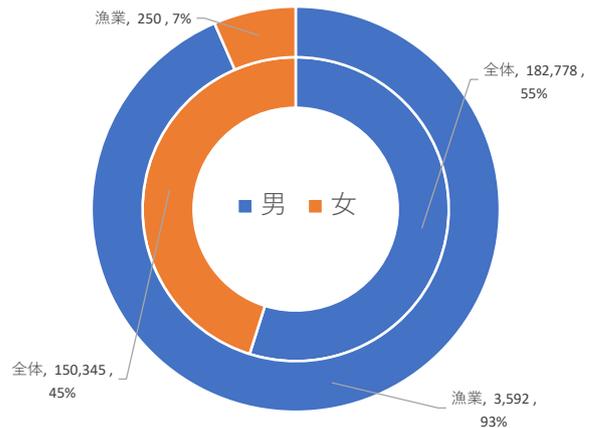
単位:人

国籍・地域	総数			漁業			養殖業		
	試験ルート	技能実習ルート	合計	試験ルート	技能実習ルート	合計	試験ルート	技能実習ルート	合計
総数	3,842	804	3,038	2,324	153	2,171	1,518	651	867
アジア	3,841	803	3,038	2,324	153	2,171	1,517	650	867
インドネシア	3,186	769	2,417	2,319	150	2,169	867	619	248
中国	132	6	126	-	-	-	132	6	126
フィリピン	19	1	18	-	-	-	19	1	18
ベトナム	503	27	476	5	3	2	498	24	474
モンゴル	1	-	1	-	-	-	1	-	1
ヨーロッパ	1	1	-	-	-	-	1	1	-
フランス	1	1	-	-	-	-	1	1	-

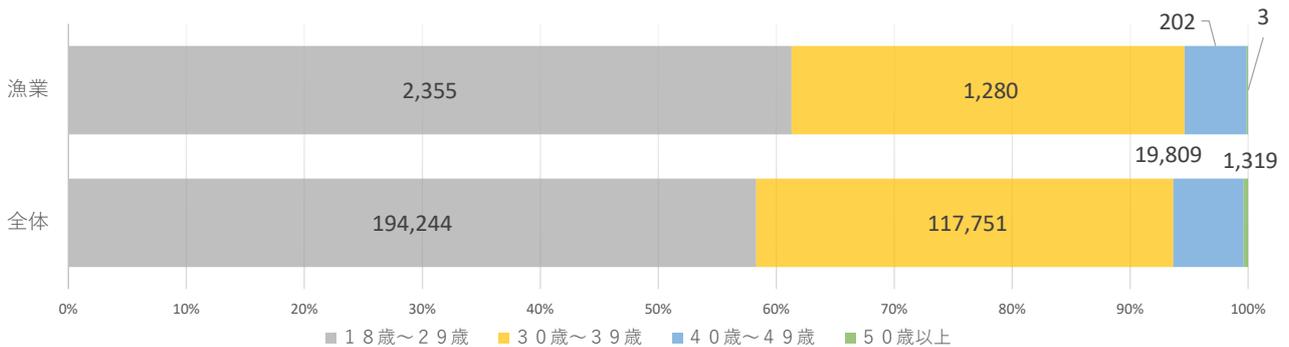
注1) 本表の数値は速報値である。
注2) 特定技能1号外国人の受入れのある国籍・地域のみ記載している。



○特定技能1号在留外国人の男女比

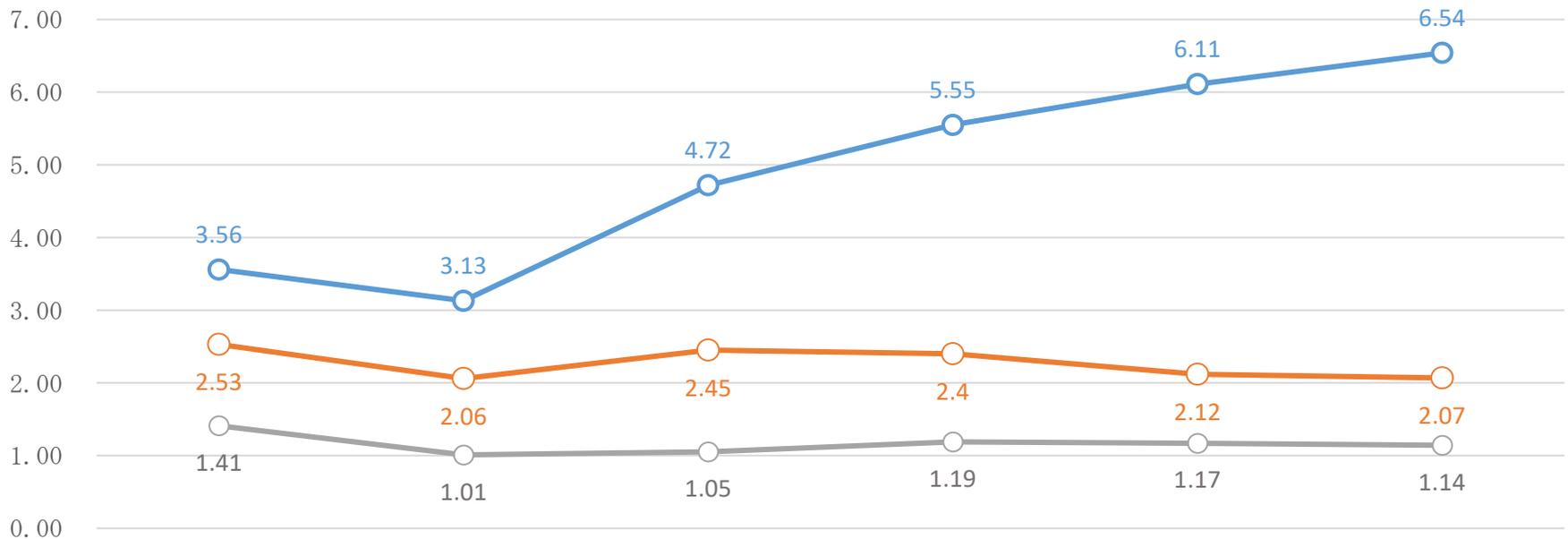


○特定技能1号在留外国人の年齢組成



	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)
漁船員	3.13	4.72	5.55	6.11	6.54
水産養殖作業員	2.06	2.45	2.4	2.12	2.07
全産業平均	1.01	1.05	1.19	1.17	1.14

● 漁船員
 ○ 水産養殖作業員
 ○ 全産業平均



注：漁船員は暦年、水産養殖作業員と全産業平均は年度。

資料：国土交通省「船員職業安定年報」、厚生労働省「職業安定業務統計」

試験実施情報(1号試験(漁業))

大日本水産会

試験実施予定国
インドネシア、日本、(フィリピン)

実施国	インドネシア	日本
試験実施主体	大日本水産会	
委託先	Yayasan Lembaga Bantuan Teknologi (LBT)	プロメトリック株
協力先	EDUCATION CENTER OF MARINE AND FISHERIES	-
実施場所	海洋水産省管轄の水産学校	47都道府県に設置されているテストセンター
受験料	460,000(IDR)	8,000円(税込)
受験資格	年齢:18歳以上	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上)
試験方法	ペーパーテスト	CBT方式
定員	50名程度(応募人数により変動)	会場の規模により変動
試験水準	漁船漁業職種に関する技能実習評価試験(専門級)と同等程度	
テスト科目	漁船漁業一般に関する基礎知識、労働安全関係、漁船漁業専門知識(釣り及び網関係)	
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が65%以上の正答率	
試験実施時期 及び 試験結果	2019年度 1/23(@ジャカルタ市内) 8名合格(19名受験)	-
	2020年度 12/8(@ジャカルタ市内) 5名合格(16名受験) 2/9(@カラワン市内) 8名合格(11名受験)	3/11~3/19 2名合格(3名受験)
	2021年度 6/23(@カラワン市内) 9名合格(13名受験) 11/17(@カラワン市内) 7名合格(11名受験) 2/16(@カラワン市内) 24名合格(30名受験)	1/5~3/19 2名合格(3名受験)
	2022年度 6/15(@ジャカルタ市内) 5名合格(8名受験) 11/2(@ジャカルタ市内) 6名合格(6名受験) 2/14(@ジャカルタ市内) 36名合格(38名受験)	9/1~10/31 14名合格(21名受験) 1/5~2/28
	2023年度 6/13(@カラワン市内) 8名合格(16名受験) 7/11(@ランブン市内) 0名合格(2名受験) 11/9(@カラワン市内) 35名合格(39名受験) 2/7(@ジャカルタ市内) 11名合格(26名受験)	6/12~8/31 5名合格(12名受験) 11/1~11/30 2/1~2/29
	2024年度 6/19(@カラワン市内) 39名合格(47名受験) 11/13(@ジャカルタ市内) 39名合格(54名受験) 12/18(@マカッサル市内) 0名合格(2名受験) 1/7~2/28(CBT) 38名合格(44名受験)	4/17~4/30 16名合格(29名受験) 5/1~5/31 8/1~8/31 12/1~2/28
	2025年度 6/1~6/30(CBT) 34名合格(44名受験) 7/2(@ジャカルタ市内) 9名合格(20名受験) 11/11(@ジャカルタ市内) 70名合格(98名受験)	4/17~6/30 16名合格(22名受験) 10/1~11/30

試験実施情報(1号試験(養殖業))

大日本水産会

試験実施予定国
インドネシア、日本、(フィリピン、ベトナム、中国)

実施国	インドネシア	日本
試験実施主体	大日本水産会	
委託先	Yayasan Lembaga Bantuan Teknologi (LBT)	プロメトリック㈱
協力先	EDUCATION CENTER OF MARINE AND FISHERIES	-
実施場所	海洋水産省管轄の水産学校	47都道府県に設置されているテストセンター
受験料	460,000(IDR)	8,000円(税込)
受験資格	年齢:18歳以上	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上)
試験方法	ペーパーテスト	CBT方式
定員	150名程度(応募人数により変動)	会場の規模により変動
試験水準	養殖業職種に関する技能実習評価試験(専門級)と同等程度	
テスト科目	養殖業一般に関する基礎知識、労働安全関係、養殖業門知識(給餌養殖及び無給餌養殖)	
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が74%以上の正答率	
試験実施時期 及び 試験結果	2020年度 12/15(@ジャカルタ市内) 9名合格(19名受験) 2/2(@カラワン市内) 6名合格(21名受験)	2020年度 3/11~19 17名合格(37名受験)
	2021年度 6/16(@カラワン市内) 8名合格(21名受験) 11/24(@カラワン市内) 15名合格(44名受験) 2/23(@カラワン市内) 23名合格(31名受験)	2021年度 11/1~30 34名合格(98名受験) 1/5~3/19
	2022年度 6/29(@ジャカルタ市内) 62名合格(88名受験) 11/16(@ジャカルタ市内) 86名合格(124名受験) 1/25(@ジャカルタ市内) 109名合格(137名受験) 2/28(@ジャカルタ市内) 44名合格(62名受験)	2022年度 8/1~9/30 57名合格(218名受験) 10/11~12/28 1/5~2/28
	2023年度 6/27(@カラワン市内) 96名合格(118名受験) 7/11(@ランブン市内) 2名合格(2名受験) 10/24(@カラワン市内) 117名合格(132名受験) 11/23(@カラワン市内) 125名合格(168名受験) 2/7(@ジャカルタ市内) 90名合格(109名受験) 2/29(@ジャカルタ市内) 119名合格(160名受験)	2023年度 5/15~12/28 166名合格(383名受験) 1/5~2/29
	2024年度 6/4(@ジャカルタ市内) 68名合格(94名受験) 6/25(@カラワン市内) 147名合格(207名受験) 11/20(@ジャカルタ市内) 316名合格(396名受験) 12/18(@マカッサル市内) 3名合格(5名受験) 1/7~2/28(CBT) 62名合格(201名受験)	2024年度 4/17~2/28 195名合格(526名受験)
	2025年度 6/1~6/30(CBT) 94名合格(254名受験) 10/28(@ジャカルタ市内) 109名合格(120名受験) 11/12(@ジャカルタ市内) 285名合格(361名受験)	2025年度 4/17~11/30 183名合格(485名受験)

※2019年度 3/9~3/22(@フィリピン、4会場) 受験者なし

試験実施情報(2号試験)

大日本水産会

試験実施予定国
日本

試験区分	漁業	養殖業
実施国	日本	
試験実施主体	大日本水産会	
委託先	プロメトリック株式会社	
協力先	-	
実施時期	2024年度 7/1～12/28(@47都道府県) 1/5～2/28(@47都道府県)	
実施場所	47都道府県に設置されているテストセンター	
受験料	15,000円(税込)	
受験資格	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上) 実務経験:漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有する者	年齢:17歳以上(インドネシア国籍は18歳以上) 実務経験:漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有する者
試験方法	CBT方式	
定員	会場の規模により変動	
試験水準	日本国内において7年以上の漁船漁業の経験を有する者であれば、3割程度が合格する水準	日本国内において7年以上の養殖業の経験を有する者であれば、3割程度が合格する水準
テスト科目	漁船漁業一般に関する基礎知識、労働安全関係、漁船漁業専門知識(釣り及び網関係)	養殖業一般に関する基礎知識、労働安全関係、養殖業門知識(給餌養殖及び無給餌養殖)
合格基準	学科試験及び実技試験の合計が65%以上の正答率	学科試験及び実技試験の合計が54%以上の正答率
試験結果	2024年度 7/1～7/31 3名合格(14名受験) 8/1～8/31 3名合格(7名受験) 9/1～9/30 1名合格(2名受験) 10/1～10/31 2名合格(11名受験) 11/1～11/30 0名合格(5名受験) 12/1～12/27 0名合格(3名受験) 1/7～1/31 1名合格(3名受験) 2/1～2/28 3名合格(13名受験)	2024年度 7/1～7/31 1名合格(1名受験) 8/1～8/30 1名合格(2名受験) 9/1～9/30 0名合格(3名受験) 10/1～10/31 1名合格(3名受験) 11/1～11/30 3名合格(4名受験) 12/1～12/27 1名合格(7名受験) 1/7～1/31 4名合格(9名受験) 2/1～2/28 4名合格(7名受験)
	2025年度 4/17～4/30 0名合格(1名受験) 5/1～5/31 0名合格(7名受験) 6/1～6/30 1名合格(17名受験) 7/1～7/31 2名合格(17名受験) 8/1～8/31 3名合格(30名受験) 9/1～9/30 2名合格(25名受験) 10/1～10/31 13名合格(45名受験) 11/1～11/30 5名合格(26名受験)	2025年度 4/17～4/30 0名合格(1名受験) 5/1～5/31 1名合格(4名受験) 6/1～6/30 2名合格(2名受験) 7/1～7/31 2名合格(9名受験) 8/1～8/31 1名合格(8名受験) 9/1～9/30 5名合格(17名受験) 10/1～10/31 3名合格(10名受験) 11/1～11/30 2名合格(16名受験)

※国内試験結果については期間毎に表示

外国人材受入総合支援事業のうち 環境整備事業の実施実績

- ・ 水産庁では、漁業協同組合等が行う外国人材を支援する取り組み（相談窓口の設置、生活ガイダンスの実施、巡回指導の実施等）に対し、支援を行っている。（外国人材受入総合支援事業）
- ・ 令和6年度事業の対象となった漁協等は11団体、うち7団体において、相談窓口の設置等に係る経費の補助を行った。
- ・ なお、令和6年度においてこれらの相談窓口に寄せられた相談件数は470件となった。

（参考）これまでの相談件数

	R2	R3	R4	R5	R6
漁協・団体数	5	7	8	7	7
相談件数	66件	326件	477件	413件	470件

注：大日本水産会調べ

特定技能協議会漁業分科会・養殖業分科会開催状況

漁業分科会	養殖分科会
<p>○第1回会合（令和元年7月30日） 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則 （漁業分科会決定第1号） 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ</p>	<p>○第1回会合（令和元年7月30日） 漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則 （養殖業分科会決定第1号） 養殖業分科会規約（養殖業分科会決定第2号） 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ</p>
<p>○第2回会合（令和元年10月8日） 特定技能外国人の安全性の確保 （漁業分科会決定第2号） 漁業特定技能協議会・漁業分科会の運営規則の改正（軽微な修正） （漁業分科会決定第1号） 特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ 特定技能外国人等の配乗人数の報告</p>	<p>○第2回会合（令和4年11月22日） 運営要領及び構成員資格取扱要領の改正（派遣の際の対応を整理、協議会からの除名規定等） 特定技能2号にかかる漁業技能測定試験（養殖業）策定検討会の報告</p>
<p>○第3回会合（令和元年12月24日） 漁業技能測定試験（漁業）の受験資格について、「漁業経験3年以上または水産高校卒業（卒業見込みを含む）」の要件を見直し</p>	<p>○第3回会合（令和5年6月26日） 海士町を養殖分科会の構成員に指定 陸上養殖の2号構成員に該当する中央団体について検討</p>

○第4回会合（令和4年9月8日）

運営要領及び構成員資格取扱要領の改正（派遣の際の対応を整理、協議会からの除名規定等）

漁業分科会決定事項及び申し合わせの一部改正

協議会決定事項の遵守（7月28日付け事務連絡及び配乗状況に係る理由書）

○第5回会合（令和7年5月27日）

小型底曳網船の転覆事故の報告（現地聞き取り調査結果、配乗状況）

令和7年12月24日

事故・トラブル等の防止

1. 海難事故

- ① 令和7年1月6日にまき網船（日本人15名、外国人5名乗組み）が転覆し日本人のうち2名死亡、3名行方不明。乗組員全員が救命胴衣未着用であった。
→操業、航行時における安全対策が取られていない。
- ② 令和7年5月1日に底びき船（日本人1名、特定技能外国人5名乗組み）が転覆。6年前も同様の転覆事故を発生させており外国人1名が死亡している。（東北放送）
→分科会で定めている配乗ルールを無視して乗船させている。
- ③ 令和7年12月4日に小型漁船（日本人1名、特定技能外国人1名乗組み）が転覆。乗組員2名は依然として行方不明。
→マンツーマンとなる乗船における安全確保

2. 暴力事件

- ① 令和5年10月に実習意欲喪失を理由とした帰国として外国人技能実習機構に「技能実習実施困難届出書」が提出されたが、その後、暴力等を受けたことによる帰国であったことが判明。令和7年8月1日付で技能実習法に基づく処分（実習実施者に対する技能実習計画の認定の取消し、監理団体に対する改善命令）となった。
→監理団体・実習実施者の責務（監理・報告）を履行していない。また、全国団体の管理体制も不十分と見受けられる。いかなる理由があろうとも暴力行為は認められず、外国人材に対しては人権侵害の最たるものとして挙げられ、米国からの批判原因の一つともなっている。

3. 外国人材の疾病等

- ① 令和7年4月技能実習を開始した技能実習1号が5月初旬体調不良を訴え、順天堂大学医学部附属静岡病院にて検査を受けたところ「脳腫瘍（悪性）」の診断を受けた。
→疾病の種類にもよるが、本来であれば来日前の健康診断でわかる病気が見落とされている場合も考えられる。適正な出国前健康診断の実施

や入国後座学講習中の体調観察等の義務履行が重要。（人権侵害と受け取られないようでき得る限りサポートを行う必要。）

4. 雇用契約の締結

- ① 技能実習制度では、監理団体と労働組合との間で合意された労働協約を反映した雇用契約が、実習実施者と技能実習生間で締結されることとなるが、当該雇用契約に監理団体と労働組合の合意は反映されていない例が見受けられる。

→雇用契約や資格外の業務への従事や、賃金未払い（時間外手当や深夜労働割増手当）などは、失踪の温床ともなりうる。船員法や労働基準法を含む関係法令について、正しく理解するとともに協議会の意義について、改めて認識の共有が必要ではないか。

- ◎ 外国人材との共生ができていない監理団体や実習実施者への適切な指導を実施するにあたっては、本年3月に作成した「トラブル防止に向けた漁業分野における外国人材受入れマニュアル」の活用が有効ではないか。

トラブル防止に向けた **漁業分野** における 外国人材受入れマニュアル



2025年3月

はじめに

漁船漁業職種への外国人材の受入れは、洋上就労という環境の特殊性を鑑み、陸上と同様の条件では認められず、試行制度（パイロットケース）として始められた経緯があります。制度検討当初より、関係者が一体となって認識を共有し、適正な監理・運営に努めてきた結果が、今日の漁業分野における技能実習・特定技能の制度につながっています。

このマニュアルは、我が国の在留資格を持つ外国人材の受入れを行おうとする、あるいはすでに外国人材を受け入れている受入れ機関（漁業者）の皆さまに向けて作成しました。ご承知のとおり外国人材とはいえ、船員法や労働基準法のみならず、国内法すべてが適用となり、少子高齢化による国内労働力人口の減少が進む日本において、外国人材の力はこれからさらに必要となることが予想されます。

一方で、母国を離れ、慣れない日本での長期にわたる生活の中で、生活習慣などの違いからくる様々なトラブルに巻き込まれてしまうと、彼らが持つ本来の能力を十分に発揮できなくなる可能性があります。

特に、国際的に「ビジネスと人権」への対応が求められている昨今においては、労働者への適正な労働環境の提供は、雇用主として最低限守るべき、当たり前の義務とされています。

このマニュアルでは、このような観点から、漁業分野における外国人材受入れにあたっての注意点をまとめております。ご一読いただき、外国人材にとっての適正な労働環境について、考慮いただければと思います。

このマニュアルが適切な制度利用のための一助となれば幸いです。

目次

1	外国人材の受入れ制度	4
2	特定技能制度における漁業分野	
(1)	特定技能1号と特定技能2号	5
(2)	漁業分野の業務区分	7
3	労働基準法と船員法	8
4	労働安全及び災害対策	9
5	1号特定技能外国人の雇用における注意点	10
6	インドネシア人の雇用における注意点	
(1)	宗教(イスラム教)	12
(2)	インドネシアの民族性	12
(3)	指導の注意点	13、14
7	外国人雇用におけるトラブル	
(1)	日常生活トラブル	15
(2)	失踪・行方不明	15
(3)	お金の貸し借りによるトラブル	17
(4)	携帯電話契約に関するトラブル	17
(5)	その他トラブル	17
8	ビジネスと人権	18
9	一人で考え込まずに相談	19
10	最後に	19

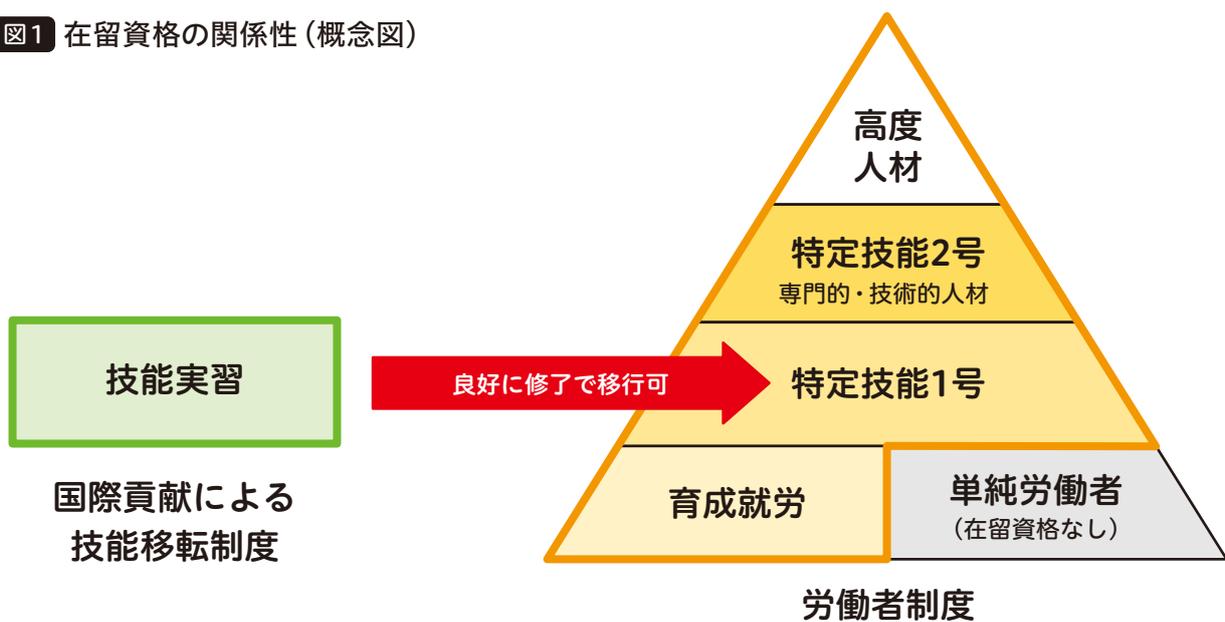
1 外国人材の受入れ制度

外国人材を労働者として日本の漁業で雇用する制度として、2019年に特定技能制度が開始されました。特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れることを目的としています。

また、人材確保と人材育成を目的とし、特定技能1号の技能水準まで育成することを目指す育成就労制度が、2027年までに開始予定となっており、1993年に開始された人材育成・国際貢献を目的とする技能実習制度は発展的解消となることが決定しています。

人材育成・国際貢献を目的とした技能実習制度から始まり、即戦力となる労働者受入れの特定技能制度、今後開始される育成就労制度と長年にわたり外国人受入れの検討が行われていますが、「単純労働者は受け入れない」という政府方針に変更はありません。そのため、自由に日本で働く制度ではなく、各制度に基づき決められた作業範囲の中で、雇用契約に基づき就業することが認められています。

図1 在留資格の関係性（概念図）



2 特定技能制度における漁業分野

(1) 特定技能1号と特定技能2号

特定技能には、「特定技能1号」と「特定技能2号」があります。「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する外国人向けの在留資格、「特定技能2号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

特定技能1号になるためには、試験ルートと技能実習ルートの2つがあります。試験ルートでは、国内もしくは国外で特定技能1号のための分野別試験（1号漁業技能測定試験）及び日本語能力試験（N4以上）に合格すれば資格が得られます。

一方、技能実習ルートでは、技能実習を良好に修了すれば分野別試験及び日本語試験が免除され、特定技能1号に移行することができます。この場合は、技能実習を2年10か月以上修了し、かつ専門級実技合格等の条件が必要となります。

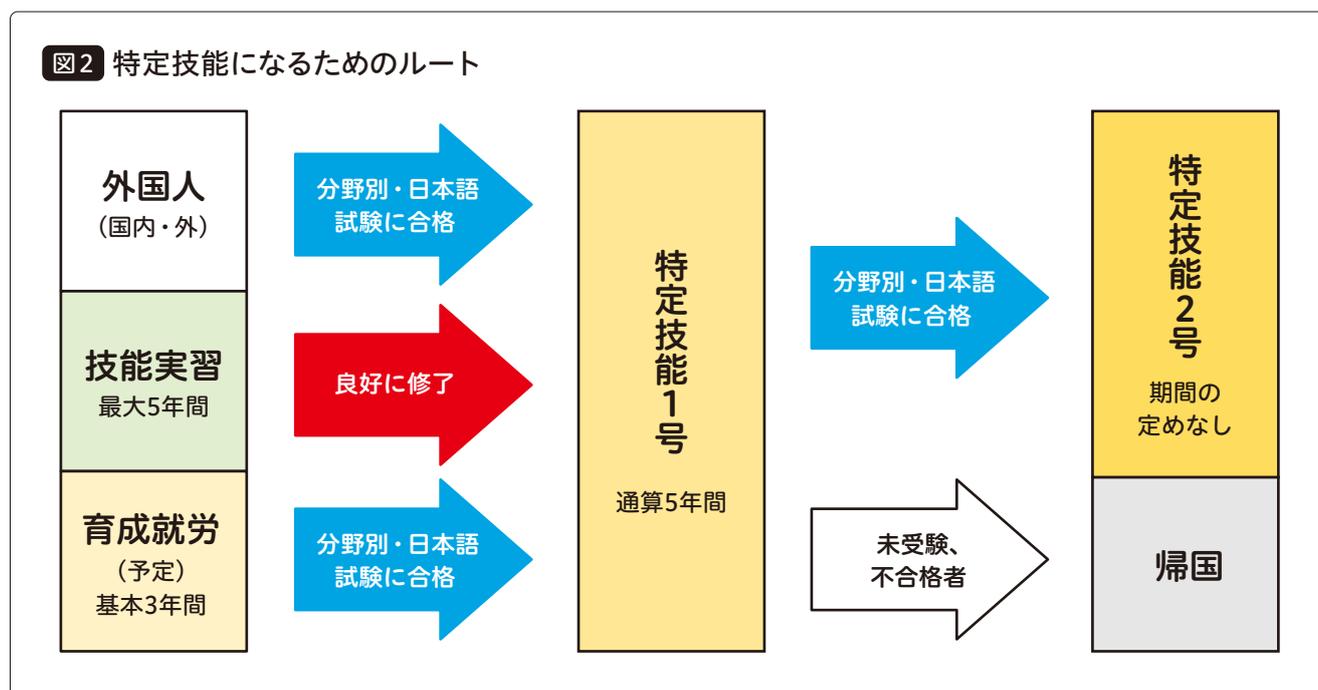


表1 試験レベル対比表

厚生労働省・技能検定試験	技能実習・技能評価試験	特定技能・技能測定試験
1級	-	2号漁業技能測定試験
2級	上級	-
3級	専門級	1号漁業技能測定試験
基礎級	初級	-

特定技能2号は、特定技能1号を満了すれば移行できるといった単純な資格ではなく、技能検定1級試験又はそれに相当する難易度（実務経験7年の者が受験して合格率3割）の技能測定試験合格という熟練した技能が求められます。漁業分野の場合は、特定技能2号を目指すための分野別試験（2号漁業技能測定試験）に加えて、日本語能力試験（N3以上）が必要となります。なお、2号漁業技能測定試験を受験するためには特定技能1号としての2年以上の就労経験が必要となり、事前に、受入れ機関から「実務経験に係る証明書」を発行してもらう必要があります。詳細については下記漁業特定技能協議会HPをご参照ください。

漁業特定技能協議会

検索

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html>



また、育成就労制度では、外国人に課される日本語要件が技能実習制度と異なるので、注意が必要です。

表2 外国人材の受入れ制度と必要な資格等

技能実習制度（全職種作業共通）

	実習前	技能実習1号修了	技能実習2号修了	技能実習3号修了
日本語	座学講習	－	－	－
分野別試験	－	初級	専門級	上級

特定技能制度（漁業分野）

	特定技能1号開始前	特定技能2号開始前
日本語能力	N4以上 ※技能実習を良好に修了した者は免除	N3以上
分野別試験	1号技能測定試験 ※技能実習を良好に修了した者は免除	2号技能測定試験

※技能実習を良好に修了とは、技能実習を2年10か月以上修了し、かつ技能評価試験・専門級（実技）合格。
専門級合格記録がない場合は評価調書による代替も可。

育成就労制度（予定）

	就労前	転籍	特定技能1号移行	特定技能2号移行
日本語能力	N5以上 又は相当講習	N5以上	N4以上	N3以上
分野別試験	－	技能検定 基礎級等	技能検定3級等 又は1号技能 測定試験	2号技能 測定試験

(2) 漁業分野の業務区分

特定技能制度で働くことができる職業は、分野と業務区分によって整理されています。漁業分野の業務区分は「漁業」と「養殖業」に分かれており、基本的に周年作業を行う単一漁法による受入れに限られていた技能実習制度と異なり、特定技能では幅広い受入れが可能となっています。また、日本人が通常従事することとなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することも認められています。

同じ分野内であっても複数の業務区分をまたいで業務を行わせるためには、それぞれの業務区分の資格を満たす必要があるため注意が必要です。具体的には、一漁家において漁業と養殖業を兼業している場合です。両方の作業を行わせるために特定技能外国人を雇用するには、その外国人が漁業と養殖業の両方の資格を満たしている必要があります。

表3 漁業分野特定技能1号就労に必要な資格

	漁業就労	養殖業就労	日本語能力
漁船漁業技能実習を良好に修了した者	○	× ただし、1号漁業技能測定試験（養殖）に合格すれば○	免除
養殖業技能実習を良好に修了した者	× ただし、1号漁業技能測定試験（漁業）に合格すれば○	○	免除
試験ルート	1号漁業技能測定試験（漁業）に合格すれば○	1号漁業技能測定試験（養殖）に合格すれば○	N4以上

過去に就労可能な業務区分をよく確認せず、漁業の資格しか満たしていない者を養殖業で就労させ、トラブルになった事例もありますので、就労を希望する外国人の資格を確認する際には、本人や紹介者からの口頭での確認だけで済ませず、雇用契約締結前に書類をもって確認するようにしてください。

日本入国前の場合は各試験の合格証書を確認し、技能実習修了者の場合は日本在留中に担当していた監理団体に「技能実習を良好に修了した者」に該当するかの確認を行うこともトラブル回避の方法の一つとして考えられます。

既に特定技能として日本に在留している外国人（転職を希望する特定技能外国人）の業務区分は、下記2つの書類をもって確認することができます。

- 在留カードと共に交付されている「指定書」に記載されている分野
- 各業務区分の合格証書

（2024年3月までは指定書において、分野の記載に加えて業務区分も参考として記載されていましたが、現在は撤廃されています。）

3 労働基準法と船員法

陸上職種で働く場合は、厚生労働省が主管する労働基準法が適用となりますが、海上で作業を行う漁業分野においては、国土交通省主管の船員法が適用されるケースがあります。

具体的には、定置網漁業などの沿岸漁業では労働基準法、30トン以上の漁船において従事する場合は船員法がそれぞれ適用となります。但し、30トン未満の漁船であっても、漁業種類や操業海域によっては船員法が適用となる場合もあります。外国人を雇用する船が労基法船と船員法船のどちらに該当するかの確認は、同船に乗船する日本人船員の「船員手帳の有無」で確認することができます。

船員法船で雇用する場合は、乗船前の船員保険の加入や船員手帳の交付手続きのほか、実際に乗船させる際の雇入れ手続きや雇止め手続きなど、陸上職とは異なる事務作業が必要となります。外国人受入れの手続きを登録支援機関などに任せていると思わぬトラブルを引き起こす可能性がありますので、雇用に関する情報は雇い主が責任をもって把握しておく必要があります。

また、在留中の特定技能外国人が転職を希望する際、登録支援機関や監理団体が職業紹介（あっせん業務）を行う場合は、職業紹介の許可を受けていることが必要です。陸上職の職業紹介事業は、無料で行う場合は一部届出のみで実施が可能ですが、有料の職業紹介事業を行う場合には、厚生労働大臣からの許可を受ける必要があります。一方、船員法船における職業紹介は、国土交通大臣が許可した船員職業紹介事業（無料）に限られており、許可が受けられる団体も、船舶所有者や船員を代表する団体など水産関係団体に限られています。

なお、船員法船の技能実習生を受け入れている漁業協同組合（監理団体）は、既に無料船員職業紹介事業の許可を取得しているため、変更届の手続きを行うことで、特定技能外国人の職業紹介を船員法船に行うことが可能です。一方で、労基法船や養殖業を対象とした技能実習を行っていた監理団体の中には、監理団体の許可が職業紹介許可を兼ねているといった関係から、職業紹介の許可を有していない場合もありますので、監理団体において特定技能外国人に陸上職の職業紹介を行う際は、注意が必要です。

図3 漁船における労働基準法と船員法の適用

労働基準法	適用 (定置網などの沿岸漁業)		非適用
	非適用	一部適用 (一部大臣・知事許可漁業など)	適用
船員法	非適用	一部適用 (一部大臣・知事許可漁業など)	適用
総トン数	0t	5t	30t

表4 陸上職 / 海上職の職業紹介事業

	有料職業紹介	無料職業紹介	民間企業による実施	主管庁
職業紹介事業(陸上職)	許可制	許可制、一部届出制	可	厚生労働省
船員職業紹介事業(海上職)	不可	許可制	不可	国土交通省

4 労働安全及び災害対策

日本人に適用される労働関係法令は、外国人に対しても全て適用されます。加えて、入管法等では外国人材に対し日本人と同等以上の待遇とすることが制度上求められておりますので、法令順守の徹底をお願いします。

外国人材の受入れを行うにあたり、一番大事なことは健康な状態で帰国してもらうことではないでしょうか。漁船における労働災害は、陸上産業の約4倍と高い水準が続いていますので、労働安全対策にしっかり取り組むことが必要です。水産庁では作業安全の教材をHPで公開しており、日本語のほかにインドネシア語版もありますので、是非ご活用ください。

漁船の安全操業に関する情報

検索

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



また、今後日本では南海トラフ地震など大きな災害の発生も想定されます。普段から災害発生に備えて、あらかじめ準備・対策を行っておくことが大切です。定期的な避難訓練実施のほか、緊急時における連絡体制の構築もお願いします。

例:メッセージアプリなどを活用して、関係者全員で情報共有できる仕組みの準備

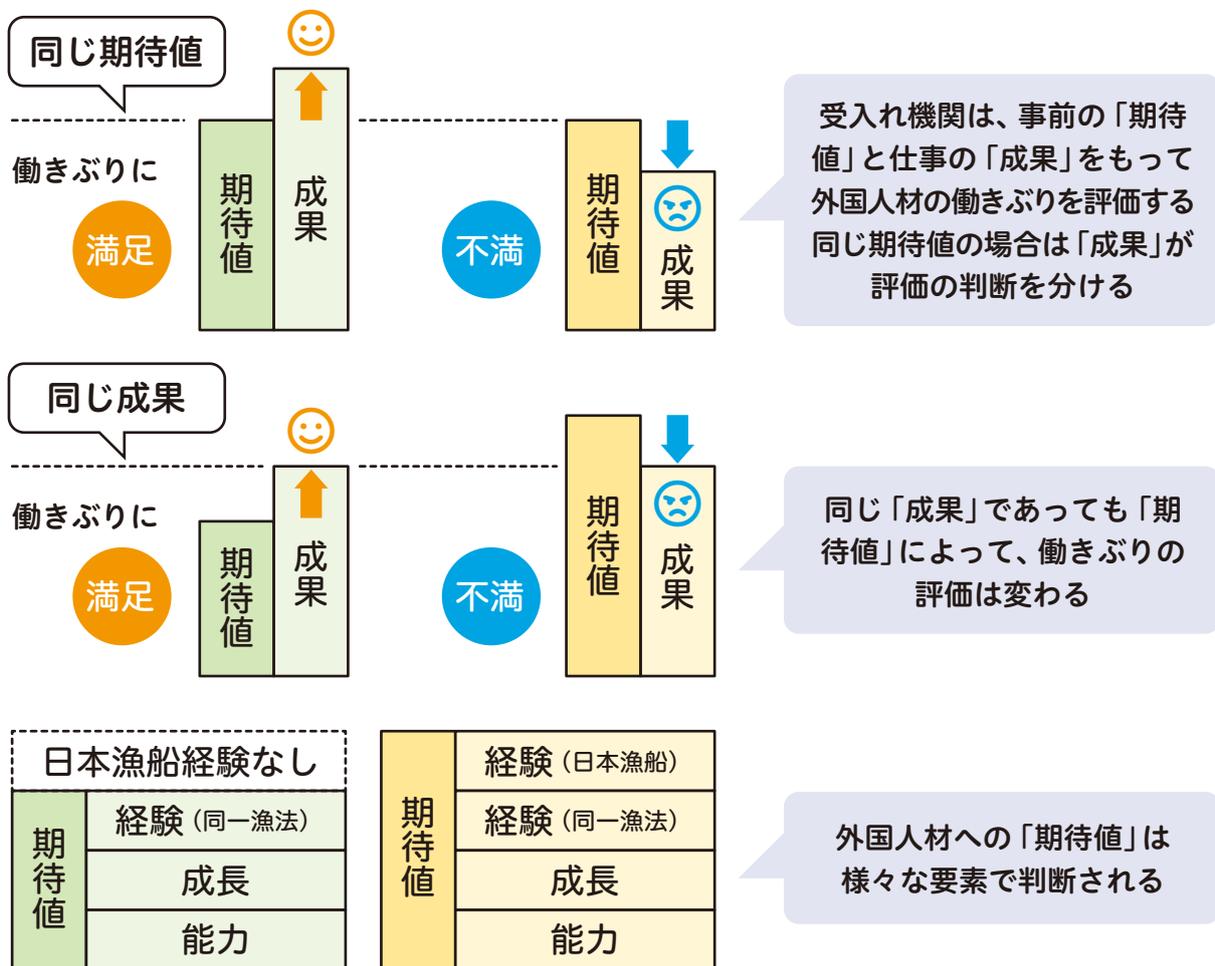
例:災害時に携帯電話が使えない場合を想定して、会社や船、宿舎以外の一時集合場所や避難場所の周知

5 1号特定技能外国人の雇用における注意点

特定技能1号の雇用には、2で述べたとおり、試験ルートと技能実習ルートの2つがありますが、試験ルートはさらに国内試験ルートと国外試験ルートに分かれます。国外試験ルートにより、母国で試験を受験して資格を得て来日した方には、日本での生活経験も、日本での漁業経験もない方もいます。特定技能1号の資格を有しているからといっても安心せず、受入れ機関の方は直接面接を行うなどでミスマッチを避ける努力をお願いします。

また、慣れない日本での生活もあり、実力を発揮できない場合もあります。日本人の担い手と同様に、新卒者を育てる気持ちをもって外国人に対して接してください。

図4 雇用主が直接面接を行うことの重要性



外国人に対する期待値を正確に判断するため、直接面接を行うことが重要

外国人との共生に関する取組事例 (はさき漁業協同組合)

技能実習の監理団体、特定技能の登録支援機関としてインドネシア人の受入れを行うはさき漁業協同組合(以下「はさき漁協」という。)では、地元の市などと協力し、地域一体となった取組を実施しています。(はさき漁協では毎年インドネシア水産高校等を卒業した18～21歳の方を受け入れています。)



高校生から書道を習うインドネシア人

「外国人材が地域にうまく溶け込み、生活していくには、まず同世代の日本の高校生と触れ合うべき」との考えから、コロナ禍による影響もありましたが、2015年の技能実習第一期生受入れから、継続して地元の高校生との交流会を開催し、地元高校の茶道部や書道部などとの交流を通して、日本文化の体験のほか、覚えた日本語によるインドネシア文化の紹介も行っています。また、地元で行われるお祭りにも積極的に参加をしています。

この活動は「日本が第二の故郷になることを願う」という想いを基に、日本の文化を外国人に伝えることはもちろんのこと、日本で生活する外国人の存在を地域住民に対して、丁寧に伝えることを意識して行われています。

6 インドネシア人の雇用における注意点

漁業分野の特定技能1号として在留する外国人の国籍割合は、インドネシア81%、ベトナム14%、その他5%(令和6年6月末現在)となっています。漁船漁業に限っていえば、技能実習を含め99%はインドネシア人であり、インドネシアは非常に重要な送出し国となっています。

人材の獲得競争は国際レベルで起きており、今後も働き先として日本を選択してもらうためには、我が国の漁業が魅力ある職場であることを送り出し国の中で広めてもらう必要があります。生活習慣も思想も宗教も異なる外国人をよく理解し、時に優しく、時に厳しく接することで、信頼関係を築くことが重要です。

(1) 宗教(イスラム教)

インドネシア人の約87%はイスラム教徒であり、豚肉を食べず、飲酒も禁止されています。1日5回の礼拝が義務付けられ、年に1回断食月があります。もちろん宗教心には多様性があり、厳格に戒律を守る人から、少なからず飲酒する人まで多種多様です。

しかし、日本人のように宗教についておおらかな民族は少なく、インドネシアでは宗教紛争で内戦まで起きた歴史もあり、宗教を否定するようなことは冗談でも言ってはいけません。断食月についても各自の自主性に任せてください。お祈りをする姿を馬鹿にしたり、豚肉を食べさせたり、お酒を無理に勧めてはいけません。相手の宗教に対する理解と尊重を持つことが重要です。

イスラム教の基礎知識

- 1日5回のお祈りの習慣
- 金曜礼拝の習慣
- ラマダン(断食)
- レバラン(Idul Fitri断食明けの休み)や犠牲祭(Idul Adha)の日は祝日
- ハラルフード

(2) インドネシアの民族性

長く欧米の植民地だったこともあり、インドネシアは契約社会です。契約したことは守らなければ責められるし、こちらにも同じことを要求してきます。日本では義理人情で済むことも、インドネシア人には通用しません。

性格は明るくおおらかな人が多い反面、日本人からするといい加減に見える部分もあります。また、人が嫌がることや体面を非常に気にします。「知らない」と言えず、「ハイ」と返事をしてしまうことも多いようです。また、人前で叱られること、大きな声で怒鳴られることを非常に嫌います。あまり叱りすぎるとやる気がなくなり、何もしなくなってしまう。インドネシア人を雇用するにあたっては、このような国民性もあらかじめ理解しておくことが必要です。

(3) 指導の注意点

① 丁寧な指導



簡単に「ハイ」と返事をするため、理解したものと思いがちですが、本当は理解していないことがあります。理解不足は事故の原因になるため、何回も根気強く教えて復唱させたり、慣れた先輩に指導をさせるなど、確実な理解につながるよう丁寧に指導するように心がけてください。仮に、作業の理解不足により大怪我をすれば、本人も大変なことになるどころか、操業にも支障が出ることになります。また、日本漁船への乗船経験者でも、他地区から来た人は、地元の方言や風習がわかりません。この点についても十分に配慮する必要があります。

② 頭にさわらない



暴力を振るうことは許されません。暴力を振るわれた者は深く傷つき、また、大きなトラブルに発展することもあります。また、インドネシアでは、頭は神聖な精神が宿る場所と考えられているため、親でも頭をさわるとは許されません。軽い気持ちでも頭を叩くことも厳禁です。

③ 怒鳴らない



危険を避けるために大きな声を出すのは避けられませんが、それ以外はできる限り静かな声で指導してください。あまり大きな声で怒鳴られると、萎縮してしまいます。また、冗談でも「帰れ」「帰るか」「帰すぞ」のような言葉は使わないようにしてください。言葉を真に受けてしまうとすぐにやる気をなくしてしまいます。

④ 目を背ける≠反抗



怒られる時に目を背けるのは反抗しているということではありません。インドネシアの文化では、目を背けるのは反省していることを意味しています。逆に、納得できない時こそ目を直視し、自分の意見を主張します。

(3) 指導の注意点

⑤ 馬鹿にしない



冗談でも馬鹿にされれば、面白くないのは日本人も同じです。まして、個人ではなくインドネシア人や国を馬鹿にするような言動をすれば、著しくプライドを傷つけます。彼(彼女)らは雇用契約によって業務に従事する労働者であり、使用人ではありません。口答えできない彼(彼女)らを見下すような行為はしないでください。

⑥ 病気・怪我は早めの処置



インドネシアの医療費は非常に高額なため、よほどの重病にならないと病院には行かず、民間薬で治すのが普通です。このため、日本人とは怪我や病気に対する感覚が異なります。また、調子が悪いというと、帰国させられるとらえ帰されることを恐れて言い出せないこともあります。受入れ機関は、常日頃、体調を注意深く確認し、病気や怪我の場合は早めに処置を行い、重大な疾患を未然に防ぐことが安全で安心な職場にもつながります。

⑦ 食事



操業中は、朝は簡単な食事で済ませる場合も多いようですが、インドネシア人は米が主食です。菓子パンと缶コーヒーというのは、インドネシア人からすればおやつであり食事ではありません。とにかくお米で腹一杯になりたいのです。

⑧ お金



彼(彼女)らはもちろんお金を稼ぎに日本漁船に来ています。少しでも多くのお金を、故郷にいる家族や親戚のために残そうとするのは当たり前です。その反面、お金の管理には無頓着なところもあります。若い彼(彼女)らが異国で受取る大きな金銭は、現実感が薄いことがあります。お金の管理についても教えてあげてください。

7 外国人雇用におけるトラブル

(1) 日常生活トラブル

外国人は日本の地域社会で生活を送ります。地域によっては、外国人が自分の生活空間の中で過ごすことをよく思わない方もいます。いち早く地域社会で馴染むためにも、日本での生活における基礎的なルールの指導・徹底は非常に大切です。

日本のルールは外国人にとっては一つ一つが初めての経験となります。特に、ゴミ出し、寮・宿舍などでの過ごし方(騒音)、自転車のルールなどは地域住民から苦情が出やすいため、注意してください。

また、トイレの使い方も外国と日本では異なる場合があります。トイレットペーパーを使用しない地域、水に流さない地域なども存在するため、日本のトイレの使い方を丁寧に指導する必要があります。

水回り関係では、イスラム教においてお祈り前に流れる水で体を清める「ウドゥ」を行うため、宿舍の台所や洗面所回りが水浸しになるといったトラブルも起きています。洗濯機の使用経験がない人もいますので、深夜・早朝の使用で近隣住民と騒音トラブルになることもあります。

酒をめぐるトラブルが大きくなるのは日本人も外国人も同じです。外国人同士が岸壁で喧嘩したり、酒の勢いで日頃指導している日本人に絡んでトラブルとなった例もあります。もともとお酒を飲まなかった外国人がお酒を飲むようになったのは、日本人がお酒を勧めたからだという話も聞きます。お酒との付き合い方には十分注意してください。

(2) 失踪・行方不明

技能実習制度全体では、2023年は過去最多となる9,700人が失踪しています。また、特定技能の行方不明者数(2021年)は76人と技能実習に比べ非常に少ない人数となっております。(突然外国人がいなくなった場合、技能実習では失踪者になるが、特定技能では転職が認められている関係で、在留資格取り消しまでの猶予期間中に新たな就労先が見つかる可能性があるため、行方不明という扱い。)

一方で、特定技能においては、受入れ機関の適正化の観点から「受入れ機関は失踪中に新たな外国人を雇うことができない(支援計画省令第2条第3号)」と定められていることから、受入れ機関に対し意図的に失踪した特定技能外国人から、後日、合意退職の旨を示す関係書類を求められ、受入れ機関は不本意ながら退職関係の書類を提出せざるを得なかった事例も発生しています。

ほとんどの失踪・行方不明者は、ブローカーや日本国内にいる友人を通して逃亡しています。逃げる前に見慣れない友人と立ち話をしている、急に給料の前借りを希望してくる、外で電話をしたがったり、パスポートや船員手帳の有無を確認する、といった兆候が見られる場合、注意が必要です。

知り合いからの誘いにより失踪するケースが多く見られますが、実際は、その裏で「悪徳ブローカー」が手引きをしているといったケースも多くあります。失踪、逮捕、強制送還となると帰国した後も定職に就くことが難しくなり、また、在留資格許可が下りないため、二度と日本に来ることは出来なくなります。一方で、失踪する者は職場環境に不満を抱えている場合もありますので、定期的に失踪のリスクについて外国人本人と話をし、受入れ機関側で改善できることを探すことも重要です。

一般的な失踪の手口

1. 知り合い・SNS を使って甘い言葉で近寄ってくる

「もっと楽に、たくさんお金を稼げる仕事があるけど、どう？給与は現金手渡しなので、保険や税金などを払わなくてOK！寮もあるので住むところに困らないし、日給1万円は保証するよ」

2. 指定された場所に集められ、ブローカーに連れていかれる

3. 都市部を離れた郊外にある職場で働かされる

4. 働いている職場から、人材紹介料と毎月何%かの手数料がブローカーへ支払われる。

失踪の理由例

- 残業が少なく、思っていたより稼げない
- 日本に来るために作った借金が返せない
- 知り合い(友達・彼氏/彼女)に誘われた
- インターネットでもっと稼げる仕事の情報を入手した
- 職場でのいじめ
- 過酷な労働環境
- 違法な待遇



(3) お金の貸し借りによるトラブル

日本での就労は母国と給料が大きく異なるため、母国にいる経済的に困っている友人や家族からお金の貸し借りを求められるケースがあります。また、同じ外国人同士でも、お金の管理ができていない友人から貸し借りのお願いを受ける可能性もあります。

電気代などの共通費の支払いや宿舎におけるお金の紛失など、共同生活が原因で発生するトラブルもあるため、受入れ機関でも常日頃注意をしておく必要があります。

(4) 携帯電話契約に関するトラブル

最近では外国人の個人契約によるトラブルが増えているため、意図しない犯罪に巻き込まれないよう、以下の点に注意するよう指導をお願いします。

- 個人で契約したら、必ず契約の内容を理解し、支払い条件に従って、払うこと。
- SNSでブローカーに騙されないように、SNSの情報を信じてお金を支払わない。
- キャッシュカードや通帳を貸さない。
- 暗証番号は他人に教えない。

(5) その他トラブル

① フリマサイト

現在、スマートフォンがあれば専用サイトなどで物の売買を行うことができます。使わなくなった物を売る程度では副業にはなりません、営利目的で販売を行うと「在留資格で認められていない活動に該当」し、入管法違反に該当する可能性もあります。なお、営利目的の販売商品によっては古物商許可が必要になるなど、思わぬ罰則を受ける場合があります。

② ギャンブル

パチンコや競馬、宝くじという賭け事にハマる外国人が少なくありません。ネットカジノに手を出す外国人もいます。また最近ではSNSでの投げ銭などで貯金を使い果たす人もみられます。違法ネットローンに手を出すなど金銭のひっ迫が失踪の原因とならないよう注意が必要です。

③ 写真や動画の投稿

スマートフォンで撮影した写真や動画をSNS上で投稿する人が増えています。中には仕事場で隠れて撮影し、企業のロゴや工場内の映像が映り込むなど、トラブルに発展するケースもあります。簡単に世界と繋がれる時代のため、情報の持つ力、危険性についてはしっかり教育する必要があります。

8 ビジネスと人権

人権は、全ての人々が生命と自由を確保し、幸福を追求する権利であって、人間が人間らしく生きる権利であるとともに、生まれながらに持つ権利です。セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、企業活動において発生する様々な「人権問題」が年々社会の注目を集めている中、こうした「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。

近年、企業活動のグローバル化によってバリューチェーンが世界中に広がる中で、企業活動による人権侵害リスクが顕在化し、懸念が高まっている状況を踏まえ、2011年、国連の人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めました。さらに、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、欧米企業が取引先企業に対して人権尊重の取組を求める動きが進んでいます。

このような中、日本政府も、2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」を公表するとともに、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っています。さらに、農林水産省においても、2023年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を策定し、関係事業者への周知を図っています。

水産分野においても、近年、外国船籍のまぐろ漁船における強制労働の疑いが相次いで指摘されたことを契機に、WCPFCなどのRFMOにおいて漁船乗組員の労働基準に関する検討が行われているなど、「ビジネスと人権」に関する対応が求められています。

また、2024年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、技能実習制度を発展的に解消した「育成就労制度」が創設されました。育成就労制度では、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保及び保護を図ることとしており、今後の育成就労制度の運用にあたっては、技能実習制度以上に労働者の人権保護への対応を求められることとなります。

このような社会情勢からも、人手不足による分野間での外国人材を含む人材獲得競争が激化する中、雇用を安定して確保していくためには、外国人労働者を受け入れる事業者が、外国人労働者の目線に立って労働環境の整備や労働者の人権保護に取り組み、働き先として選ばれる職場を目指して努力することが重要です。

9 一人で考え込まずに相談

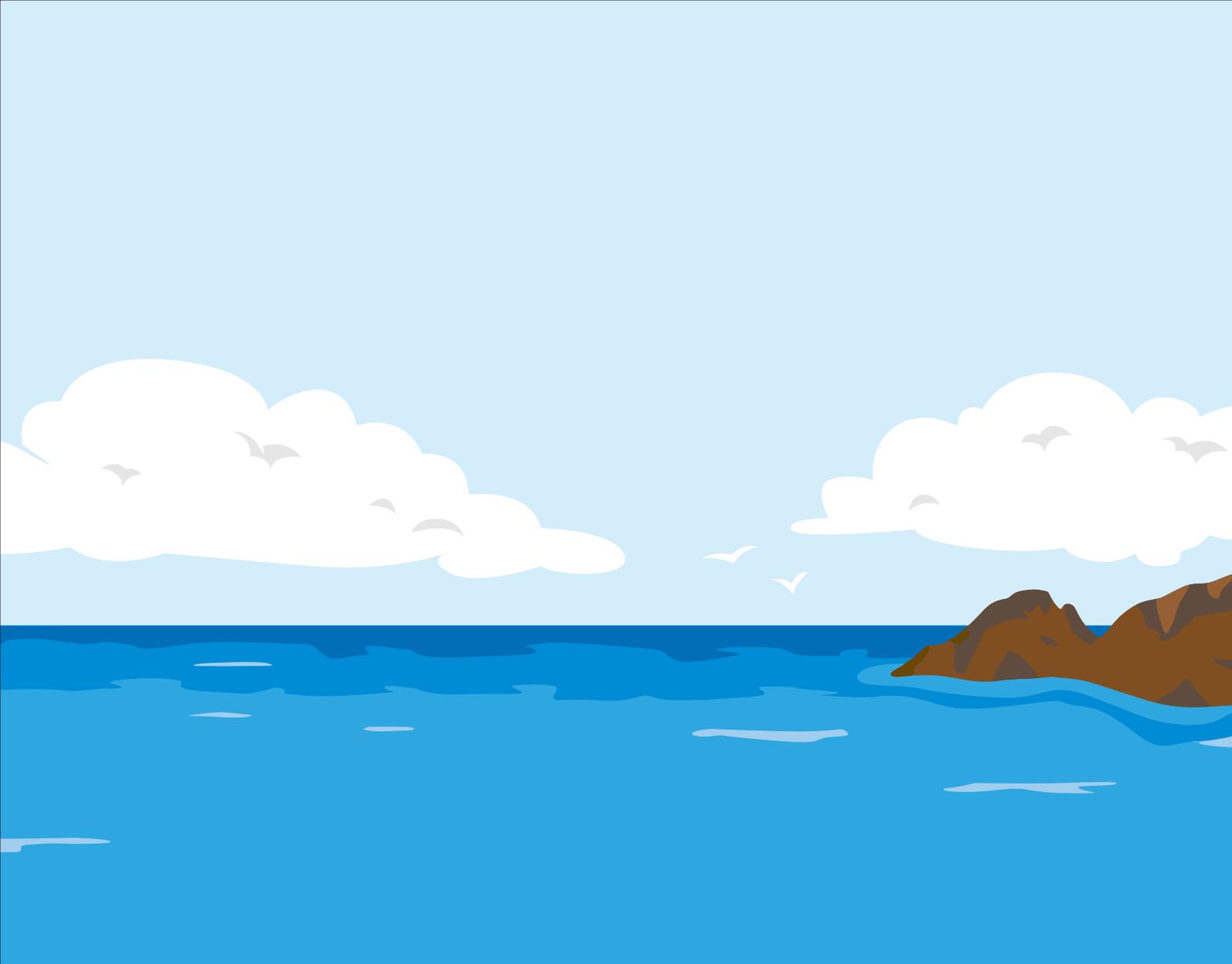
外国人の方々と日々接する受入れ機関においては、日本人雇用では想定できない様々なトラブルが発生する可能性があります。

何かトラブルが起きた際は、一人で考え込まずに、担当の監理団体や(公財)国際人材協力機構等に相談し、アドバイスを受けるようにしてください。

10 最後に

少子高齢化に伴う労働人口の減少が進む中、我が国の産業を支える人材確保のためには外国人材の力も欠かせなくなってきました。外国人を含め、会社の力になってくれる方一人ひとりが貴重な人材です。従業員が働きやすく、本来の力を発揮できる明るい職場づくりに、外国人材を受け入れる皆さん一人ひとりが取り組んでくださいますよう、お願いいたします。





令和6年度 外国人材受入総合支援事業
外国人材受入機関に対する普及啓発マニュアル検討会

一般社団法人 大日本水産会(事務局)
東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル
TEL03-3528-8513

事務連絡
令和7年5月23日

漁業技能実習事業協議会構成員
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局
漁業特定技能協議会事務局
(水産庁漁政部企画課)

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）

漁業・養殖業における技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも協議会構成員に対し、外国人材の漁労作業中の事故（機械への巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）防止に向けた注意喚起を行ってきたところです。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認に加え、例えばヘルメットの着用など漁労作業中の安全確保、ライフジャケットの着用などを確実に実施し、安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

また、労働者を雇い入れた際の安全衛生教育や、野外作業などの際の熱中症対策が、事業者には義務付けられていることにも、注意する必要があります。

つきましては、下記について貴管下の技能実習・特定技能の関係者に周知・指導していただきますようお願いいたします。

記

1. 気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

2. 航海時の安全確保

航海中は常に周囲の見張りを励行するとともに、室外でのライフジャケット等の着用を徹底させてください。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、荒天の危険性がある場合には、操業を中止し、重量物の固定やドア・ハッチ等の開口部を閉鎖するなどの

安全確保を最優先としてください。

3. 作業時の安全確保

作業時の衝突事故等を防止するため、作業中でも常に周囲の様子に気を配り、漁労作業中は、ヘルメット等の保護具やライフジャケット等の着用などの安全確保を徹底させてください。

特に、技能実習生については、独りで作業に従事させないなど、安全確保を徹底してください。

4. 外国人材に対する遵守事項の徹底

外国人材に関しては、事故を防止するため、安全指導及び教育の実施など、様々な守るべき義務やルールが定められています。改めてご確認いただき、配乗ルールも含めて徹底するようお願いいたします。

5. 雇入れ時等の安全衛生教育の義務

事業者には、雇用形態や国籍にかかわらず全ての労働者について、雇入れたり、作業内容の変更があった際には、安全衛生教育（別添「労働者の就業に当たって事業者が実施しなければならない措置について」参照）を行う義務があります。そのことから、外国人が漁労機器等を扱う際には、事前に危険性や取り扱い方法に関する教育をしておく必要があります。

6. 熱中症対策の徹底

野外作業など熱中症に罹るおそれがある作業を行わせる場合には、熱中症の疑いのある者を早期発見する体制整備、重篤化防止に向けた迅速かつ適切に対処する措置の実施手順の作成、関係作業員への周知といった熱中症対策を整備することが、新たに義務付けられています（労働安全衛生規則第 612 条の 2）。

以上

労働者の就業に当たって事業者が実施しなければならない措置について

事業者が労働者を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事する業務に関する安全または衛生のための、下記の8項目に係る安全衛生教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条）。

記

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

事務連絡
令和7年9月25日

漁業技能実習事業協議会構成員
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局
漁業特定技能協議会事務局

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（再依頼）

技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも外国人材の漁労作業中の事故防止に向けた注意喚起を度重ねて行ってきたところですが、今般、動画共有アプリケーションに、外国人が撮影したと見られる漁船の洋上作業の動画が投稿されており、これには、日本漁船の洋上作業の動画にて日本人、外国人共に、ヘルメットだけでなくライフジャケットも未着用であるものが散見されます（別紙1）。

未着用による事故が絶えない中での今般の事例は、遺憾と言わざるを得ません。

つきましては、今一度、貴管下の技能実習・特定技能の関係者に、別紙2「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）」の周知・指導を徹底していただきますようお願いいたします。

以上